

## 日常生活圏に着目した市民サービスの充実

—隣接自治体等との連携による地域課題の解決を目指して—

はじめに

八王子市都市政策研究所 所長 羽貝 正美

少子高齢化の進行や人口減少社会の到来といったメガトレンドのなかで、人口問題や地域社会をめぐる議論が様々な場でなされている。自治体もまた無関心ではいられない。なぜか。その理由ははっきりしている。人口構造の変化やそれに伴う社会的・経済的变化が、今後の市民サービスやその提供のあり方に直接影響するからである。行政の視点に立てば、そうした市民サービスの内容やその提供の仕組みを変えざるを得ないからである。

いうまでもなく、市民サービスは保健・福祉サービスから、子育て、環境（ゴミ処理）、文化・スポーツ施設に至るまで実に多様である。行政が主たる提供主体となっているサービスも多い。そうした多岐にわたる市民サービスが、これまで市民生活を直接・間接に支えてきたということ、また現に支えているということを通小評価してはならないであろう。

とはいえ、豊かな自治体財政に裏付けられて、「行政ニーズの多くに、必要な予算をもって政策的に対応できる」、そうした時代がとうの昔に終わっていることも事実である。「自治体フルセット主義」なる表現も今や死語にちかい。ちなみに種々の公共施設の維持や建替えとそれに要するコスト問題は、今日、すべての自治体が共有する悩ましい問題でもある。自治体の立場にたてば、「あれも、これも」がかなう時代から、「あれか、これか」を選び、優先順位をより厳しくつけねばならない社会経済状況が到来して久しい。こうした中で、まずは市民サービスをめぐる諸課題をその現状とともに、行政自ら改めて問い直してみることが必要になっている。

問題は、こうした環境変化の中にあっても、基本的かつ重要な市民サービスをいかに確保し、必要に応じてさらに充実させることができるか、という点にある。その検討に際しては、住民の健康や生命、日常生活における移動手段など、「どこに住んでいるかを問わず、すべての市民を対象に、基本的に同じサービスを同等の条件で供給できているか」という、行政が本来担っている役割を改めて想起する必要もあろう。地理的条件を踏まえれば、ひとつの自治体であっても、市民サービスをすべての市民に完全に同じ条件のもとで供給することは難しい。あり得ないという表現が正確かもしれない。しかし、決して容易ではないこの課題に向き合い、市民サービスのあるべき姿を追求していくことにこそ、自治体にしか担えない役割があるのであろう。かつて、「本来的公共事務」と「擬制的公共事務」という概念によって、行政の所掌分野の歴史的な拡張過程を論じた研究者もいる（手島孝『現代行政国家論』、1969年、19-24頁）。「何が本来的な市民サービスか」、「それをどのように市民に届けるか」、そのことを真剣に問い直す時代を迎えている。提供の方法は、「一自治体単独で」あるいは「行政だけで」とは限らない。

本調査研究は、以上のような問題意識にたって、日常生活圏が隣接自治体にも広がる市境地域を手がかりに、また市内外に参考事例を求めながら、今後の市民サービスの提供のあり方を広域的な観点から再検討することを目的としている。いかなる視点や発想の転換が必要なのか、さまざまな観点から考えてみたい。

（はがい まさみ・東京経済大学 現代法学部教授）

※本稿は、研究全体の概要を記したものであり、詳細については別冊の最終報告書を参照されたい。

### 1. 本研究の問題意識

自治体が提供する市民サービスの受け手は、言うまでもなく全ての市民である。と同時に、その提供に際しては、公平さや公正さを担保することが求められている。これらのことを踏まえれば、行政は、「同じ自治体に居住する市民であれば、どこに住んでいようとも、同じ市民サービスを同等の条件で受けとることができる」ことを基本的な目標として各種の施策を実施すべきではないだろうか。

反面、この「同等の条件」という言葉に市民サービスを受けるまでの距離（アクセス）やその提供手段等を含めた場合、「多様なサービスを全ての市民に同じ条件で提供すること」は現実的には難しい。しかし、少なくとも市民の日常生活に不可欠な市民サービスについては、その居住地がどこであるかを問わず、同じ自治体に居住するすべての市民にできる限り同等の条件で提供するための取り組みが必要であろう。

ここで留意すべきは、市民が日々の活動を展開する領域としての「日常生活圏」と、一般的に市民サービスの提供範囲と規定される「市域」の間には乖離があるということである。とくに市境地域に居住する市民にとって、日常生活圏は隣接する自治体の市域に及ぶことが多い。その一方で、公共施設等の立地状況を背景に、自市の市民サービスを十分な形で受けられない場合もある。加えて、上に述べたとおり、行政による市民サービスは、その対象・範囲を基本的に市域内に居住する市民に限定している。結果、隣接自治体間で類似のサービスに対する利用者負担が異なることもあり得る。日常生活圏を共有しながらも、市域という見えない境界をはさんで提供される市民サービスが異なることになる。そこに市境地域特有の課題が生まれる。

しかし、行政は、前述のように、行政の果たすべき役割として、日常生活に不可欠な市民サービスはできる限り同等の条件で受けられるよう、多様な方策の検討を進める必要があるのではなかろうか。そうした方策の一つが隣接自治体との連携である。

本研究は、こうした問題意識を基礎にして、市境地域において市民サービスがどのように提供されているのか、その現状と課題を把握し、そのうえで、課題解決の将来的な糸口について最終報告としてまとめたものである。

### 2. 本研究の目的

本報告は、2012（平成 24）年度から 2013（平成 25）年度にわたる調査研究の成果である。まず、市境地域を中心とした質的社会調査（聴き取り調査）から市民の生活実態と生活意識等を把握し、加えて、他自治体における課題解決の状況を先行事例として聴き取り調査を実施した。そしてそれらを整理・分析したうえで、八王子市における多様な主体間の連携による市民サービスの充実のあり方について中長期的なあり方を提示することを目的としている。

まず、2012（平成 24）年度には、多摩ニュータウン（以下「多摩NT」という）を中心に、多摩NT以外の八王子市の市境地域をも視野に入れて調査を実施した。多摩NTは、複数の自治体にまたがって一体的に開発された地域であり、市境の存在が日常生活圏に影響を及ぼしている代表的な地域といえる。そうした地域にどのような不便や不自由があるのか、またそれらが市境地域の市民生活にどのように影響しているのかについて、町会・自治会、NPOの代表者、有識者を対象として聴き取り調査を実施した。

2013（平成 25）年度には、そうした不便さや不自由さの背景にどのような要因があるのかを

探り、八王子市における多様な主体間の連携による市民サービスの充実のあり方について中長期的なあり方を提示することを目的として、市職員その他関係者を対象として、次の事例についてさらに詳細な聞き取り調査および、文献調査を行った。日常生活圏における無料予防接種の確保、民間事業者との連携によるコミュニティバスの相互乗り入れ、公共施設の相互利用、利用者の日常生活圏に配慮した情報の相互提供である。また、八王子市は自治体間連携により市民の不便さの解決を既に図っている例があり（図書館連携）、その調査も併せて実施した。

加えて、他の自治体において、行政だけでなく民間事業者など様々な主体との連携を図ることで、市域と日常生活圏の乖離に起因する市民の不便さを解消している例がある。これらを先行事例として、それぞれの自治体で詳細に聞き取り調査を実施した。

### 3. 中間報告（2012年度研究成果）の概要

ここで中間報告において示した研究の成果を振り返っておきたい。

まず、市境地域において市民サービスがどのように提供されているのか、その現状を把握した。具体的には、市境地域に居住していることに起因する日常生活の不自由や不便について調査し、その結果明らかとなった様々な現状を、①市境をはさみ用途地域の設定が大きく異なる②コミュニティバスが市境で折り返している③市外のかかりつけ医で乳幼児の無料予防接種が受けられない④市外の公立学校への区域外就学が難しい⑤隣接市の公共施設を利用するうえで利用料金が異なる⑥隣接市の情報を得ることが容易ではない⑦市境を共有する町会・自治会間の連携が難しい⑧街路灯等の公共物の所有が明確でない、の8つの事例を採り上げた。

これらの調査によって、市民の日常生活圏に着目した場合、市境を越える人の流れへの対応、そして、そこで行政の果たすべき役割という2つの点から、近隣自治体間の連携の必要性が明らかになった。以上の調査の成果を整理して、中間報告では課題解決の方向性を検討した。2013（平成25）年度はその検討を受けて、さらなる調査研究および、分析を実施した。

---

---

## 第1章 八王子市における市境地域の現状と課題

---

---

市民が日常生活に必要なサービスを受けるにあたり、八王子市と隣接市の市境地域に居住していることによって何らかの不自由や不便を感じているのだろうか。本章では中間報告で示した調査をさらに進め、4つの事例について現在の不自由さや不便さの背景にどのような要因があるのか探ったその結果を整理する。一方で、八王子市では、それらの不自由さや不便さの克服に取り組み、すでに自治体間連携を開始している事例もある。本章では、そうした事例にも触れておきたい。

### 1. 聞き取り調査にみる市境地域の現状

#### （1）公共交通

多摩地区には、他市の鉄道駅への乗り入れや、市境地域に居住する住民からの隣接自治体のコミュニティバスの乗り入れを望む声があることが、2012（平成24）年度の調査で判った。ここでは、そうした公共交通に関する現状を、2013（平成25）年度の調査と併せて整理する。

八王子市の公共交通に関する施策では、公共交通空白地域の対策に取り組むことが大きな柱の1つとなっている。2009（平成21）年に策定された「八王子市地域公共交通総合連携計画」によると、全て行政で負担するには財政状況などから限界があるため、人口規模や道路条件や

地形的な制約、地域住民のニーズなどを踏まえながら、地域（市民等）、交通事業者及び行政との協働により交通空白地域（鉄道駅から700m以遠、又はバス停から300m以遠の地域）での対策に取り組んでいくこととされている。したがって、公共交通空白地域とされなければ、公共交通対策の対象とはなり得ない。市民からの声として上がった多摩NT地域や日生平山団地周辺地域は、公共交通空白地域の対象とはなっていない。そのために、市民の声に必ずしも応えられない状況になっている。

## （２）予防接種

予防接種については、特に乳幼児の場合は一般的にかかりつけの医者がある医療機関で受けることが保護者の安心につながる。それは、かかりつけ医であれば日ごろの子どもの健康状態を熟知しているからである。しかし、かかりつけの医療機関が市内にあるとは限らない。市民からは、市外のかかりつけ医でも市内と同じ条件で予防接種を受けたいとの要望がある。ここでは、そうした予防接種に関する現状について述べる。

自治体によっては、これを考慮して相互委託の形で隣接自治体の医療機関でも市内の医療機関と同様に無料で予防接種を受けることができる仕組みをつくっている。たとえば、東京23区の現状を見てみると、1990（平成2）年から予防接種の相互委託を実施している。これはもともと、東京市の時代から一体的に施策が検討されてきたことによる。三者協（特別区、東京都の医師会及び東京都の3者が集まる場）において、予防接種の相互委託についての話し合いを行い、統一した決まりを設けているのである。

一方、南多摩5市（八王子市、日野市、町田市、多摩市、稲城市）における予防接種の相互委託の現状についてみてみると、各市それぞれが独自に医師会と交渉を行い予防接種の事業を進めている。したがって、八王子市に隣接市の医療機関で予防接種を受けたいという市民がいても、南多摩5市のうち、日野市、町田市、多摩市及び稲城市の医療機関において原則無料で予防接種を受けることができない。

予防接種における相互委託のメリットは、市内外にかかわらず、市民が近くのかかりつけの医療機関を利用することができる点である。例えば、市外の医療機関に子どものかかりつけ医がいる場合、その医療機関に行って予防接種を受ければ、子どもの健康状態に配慮した適切な予防接種を受けることが可能になる。

現在、八王子市も含めた南多摩5市の中で予防接種の相互委託に向けての動きがあるものの、主体間の調整と接種費用の負担について課題があり、実現には至っていない。なお、高齢者のインフルエンザ予防接種については、すでに南多摩5市で連携が実現していることに注目する必要がある（注1）。

## （３）公共施設の相互利用

学校や市民団体等が行事を開催するに際し、会場となる施設の規模や立地も重要な判断基準である。このことから現在、市境地域に居住する住民等からは、隣接自治体の施設を利用したいとの要望がある。ここでは、そうした公共施設の相互利用に関する現状に焦点を当てる。

多摩NT内における八王子市内の小中学校は、文化祭など催事の際に多摩市の「パルテノン多摩」を利用することが多い。これは、収容人数、児童生徒が移動する際の安全確保、展示物の運搬等を考慮してのことである。ここで、パルテノン多摩の2012（平成24）年度利用実績をみてみたい（**図表1-1**）。

八王子市民の利用件数は248件、利用回数は409回、利用人数は29,004人であった。これは、

多摩市外の主催者による利用件数の21.1%、回数の20.8%、そして人数の21.2%を占めている。八王子市民が、パルテノン多摩を特に活発に利用していることがわかる。たとえば、八王子市の2012（平成24）年10月の利用実績を詳細に見てみると、八王子市内の中学校7校が、学芸発表会や合唱コンクール等でパルテノン多摩を利用している（図表1-1）。これらの中学校はすべて多摩NT地域に属している。利用件数は7件、利用回数は8回、利用人数は5,245人であった。これは、2012（平成24）年10月に八王子市民がパルテノン多摩を利用した件数の28.0%、回数の19.0%、そして人数の94.4%を占めている。

また現在、パルテノン多摩を利用するにあたっては、予約及び利用料金に市内の利用者と市外からの利用者との差があり、同等の条件で使用することができない。

図表1-1 平成24年度パルテノン多摩主催者地域別利用状況

区分	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
多摩市内	件数	341	292	308	371	295	345	386	386	311	262	300	362	3,959
	回数	580	500	494	656	616	620	714	703	535	410	525	637	6,990
	人数	25,467	16,459	16,103	21,061	22,014	15,331	19,694	23,268	20,602	14,499	29,761	24,052	248,311
八王子市	件数	14	24	14	33	10	20	25	23	35	12	13	25	248
	回数	19	41	18	55	15	29	42	42	63	19	19	47	409
	人数	422	3,037	2,383	10,829	119	286	5,558	2,294	2,362	127	217	1,370	29,004
その他都内	件数	77	41	107	54	67	60	57	70	64	37	61	54	749
	回数	163	56	202	91	136	86	87	111	113	58	98	96	1,297
	人数	11,701	877	877	13,900	8,401	3,749	6,953	9,714	7,710	2,268	8,316	4,345	90,793
他県	件数	8	14	13	14	10	15	19	14	20	18	13	20	178
	回数	9	19	24	16	16	22	26	18	28	25	19	38	260
	人数	40	220	2,513	1,016	688	419	1,686	403	2,905	1,154	798	5,159	17,001
合計	件数	440	371	442	472	382	440	487	493	430	329	387	461	5,134
	回数	771	616	738	818	783	757	869	874	739	512	661	818	8,956
	人数	37,630	20,593	33,858	46,806	31,222	19,785	33,891	35,679	33,579	18,048	39,092	34,926	385,109

出所：公益財団法人 多摩市文化振興財団 多摩市立複合文化施設（パルテノン多摩）  
「平成24年度 パルテノン多摩 主催者地域別利用状況表」より作成

※「件数」「回数」「人数」については、たとえば、50人で構成される1団体がその月に2回利用した場合、「1件」「2回」「100人」として計上される。

#### （4）情報共有

子育て中の親からは、子育てに関する多くの情報を得たいとの要望がある。隣接自治体で開催されるイベント等の情報もその1つである。ここでは、近隣市における情報共有に関する現状について述べる。

現在、他市と合同で協賛や後援している場合を除き、他市で開催される他市主催のイベントの案内・チラシを八王子市の公共施設で配布することは原則として実施されていない。配架される案内・チラシは、基本的に八王子市に申請して認められたもの、もしくは各施設の所長の許可を必要とする。しかし、所長の許可を得るには、開催日が数日にわたること、催しものへの参加が無料であること等の条件があり、事例は多くない。このことにより、八王子市の公共施設において、市民が近隣市で開催されるイベントやセミナーの案内・チラシ等を目にする機会が少ないのが現状である。

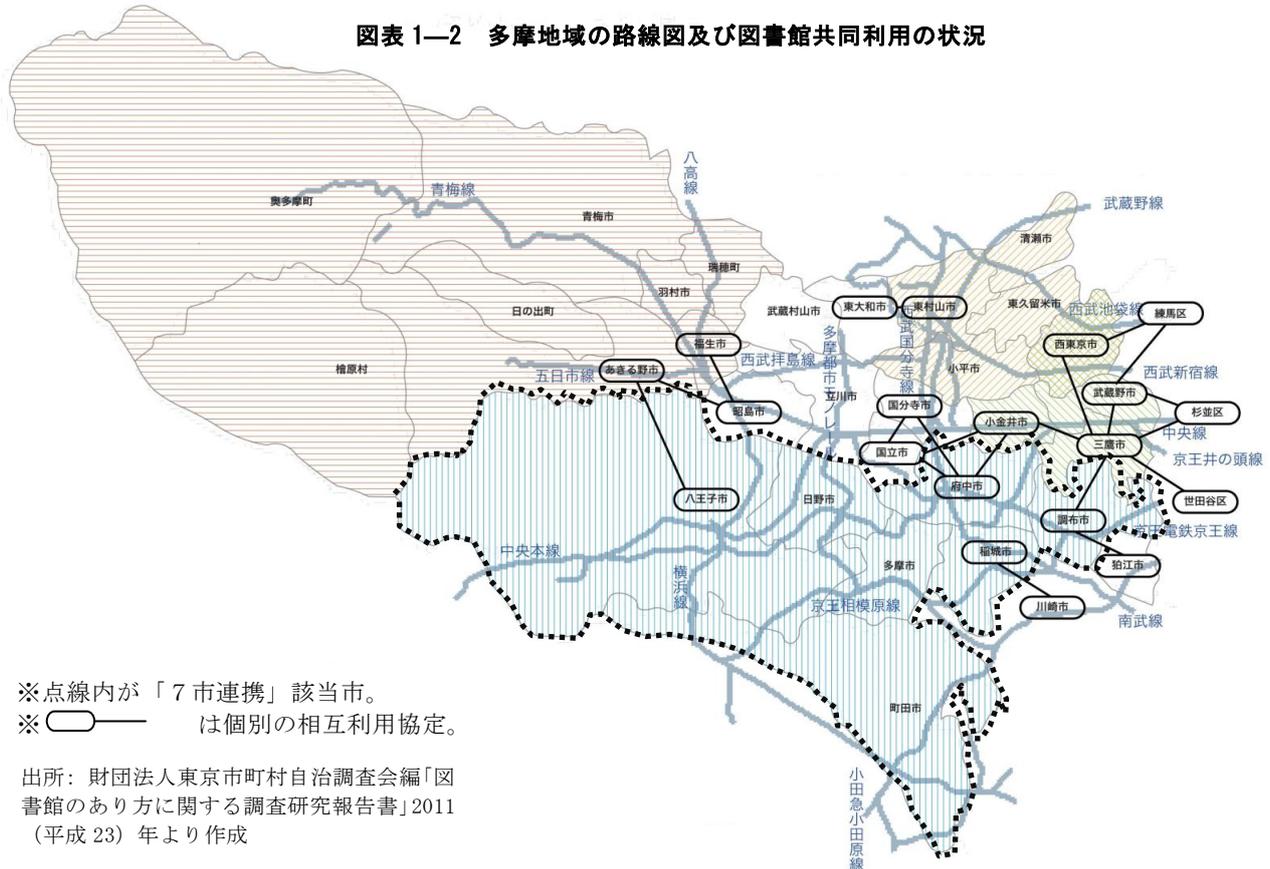
## 2. 自治体間連携によって市民の不便さを解消している事例—図書館連携—

前節では、八王子市における市境地域の現状と課題について述べてきた。それらの解決に向けて隣接自治体との連携を実現させている例もある。そうした例にも本章では触れておきたい。

これまで、八王子市においても様々な隣接自治体との連携を図ってきた。法定内連携（地方自治法における一部事務組合等、法令等に基づく連携）としてはごみ処理業務や交通災害共済

などがあり、法定外連携（法令等に基づかない連携）は任意であることから多くの自治体間連携が実現している。図書館連携も法定外連携の1つである。また、図書館連携は「広域連携の原点」（注2）とされ、現在多くの自治体で実施されている。そこでここでは、典型的な広域連携の事例であり、かつ、八王子市と近隣市との間で実現をしている「京王線沿線7市図書館連携（以下「7市連携」という。）」について注目したい。連携を構成する7市とは、八王子市のほかは町田市、多摩市、稲城市、日野市、府中市、調布市である（図表1-2）。

図表1-2 多摩地域の路線図及び図書館共同利用の状況



### （1）連携に至るプロセス

2001（平成13）年度に八王子市に、隣接市（日野市、多摩市及び町田市）の図書館を利用したいという内容の「市民の声」が届いた。こうした要望は、2007（平成19）年度まで八王子市に複数件寄せられた。このことをきっかけにして、八王子市は隣接市に対して、図書館利用の連携に関する働きかけを開始した。しかし、八王子市民による利用の拡大をこれらの市が予想したことを一因として、なかなか連携の実現に至らなかった。そのような中、2006（平成18）年に、東京都市長会が行った図書館連携に関する政策提言（注3）を受け、八王子市長（当時）の、京王線沿線にとどまらず多摩26市の中で図書館連携を実現するという意向もあり、7市連携をはじめとした図書館連携に向けた動きが加速した。京王線沿線の市の中でも、特に八王子市と町田市は、市境地域の市民が利用可能な図書館数が少ない点で共通の課題を抱えていて、新しい施設を建てるのではなく、既存の施設を有効活用することで、お互いが連携して課題を克服する必要性を認識していたのである。八王子市と町田市との連携は、7市連携に先行すること半年の2007（平成19）年10月に実現している。このこともきっかけの1つとなって、2008（平成20）年2月25日に7市の協定が締結され、2008（平成20）年4月1日から図書館連携

が始まった。なお、八王子市は7市連携に先立つ2002（平成14）年3月23日に相模原市と図書館利用の連携協定を締結し、同年4月3日から図書館連携を開始している。7市連携開始後の2008（平成20）年7月25日にあきる野市と図書館利用の連携協定を締結し、同年8月1日から図書館連携を開始している。

## （2）現状と仕組み

7市連携以前、7市の市民は直接市外の図書館に行き、書籍・視聴覚資料（映像・音声資料）を借りることができなかった。借りたい書籍・視聴覚資料（映像・音声資料）が市外の図書館に所蔵されているときは、市内の図書館に取り寄せを依頼し、都立中央図書館又は都立多摩図書館を経由しなければならず、取り寄せを依頼した図書館に図書が到着するまで2～3週間を要した。しかしながら、この連携により、7市の図書館であれば利用者が市外の各図書館へ直接行って書籍・視聴覚資料（映像・音声資料）を借りることが可能になった。

貸出サービスの仕組みを紹介すると、7市に在住する市民であれば、連携した図書館を利用したい場合、在住している市の図書館に登録し利用カードを作成することで書籍・視聴覚資料（映像・音声資料）の貸出が可能である。さらに、借りた書籍の返却は借りた市の図書館へ行う必要があり、また、貸出可能な冊数や貸出期間は各市で異なる。蔵書総数は2008（平成20）年の7市連携開始時点で、公立図書館54館で672万冊と、多摩26市の図書館蔵書総数の約4割を占めるほどの規模となっている（注4）。

ところで、書籍の予約、取り寄せに関する扱いは、7市一律ではない（図表1-3）。

図表1-3 7市連携を構成する市における貸出の取扱い概要

自治体名	貸出資料	貸出点数	貸出期間	市内図書館に所蔵していない資料の予約・取り寄せ
八王子市	図書・雑誌	1人全館合計10点まで	2週間	他市市民可能
	視聴覚資料	1人全館合計3点まで	2週間	
府中市	図書・雑誌	1人全館合計5点まで	2週間	他市市民不可
	視聴覚資料	1人3点まで	1週間	
	録音図書	1人3点まで	2週間	
調布市	図書・雑誌	1人全館合計5点まで	2週間	他市市民不可
町田市	図書・雑誌	1人全館合計10点まで	2週間	他市市民不可
	AV資料	1人合計3点まで	1週間	
日野市	図書・雑誌	1人合計5点まで	2週間	他市市民不可
	視聴覚資料	1人合計2点まで	2週間	
多摩市	図書・雑誌(市内在住・在学・在勤)	冊数制限なし	15日間	他市市民不可
	CD等(市内在住・在学・在勤)	合計5点まで	15日間	
	図書・雑誌・CD等	合計10点まで(うちCD等5点まで)	15日間	
稲城市	図書・雑誌	全館合計10点まで	2週間	他市市民不可
	AV資料	1点	2週間	

出所：京王線沿線七市図書館連携協議会編「京王線沿線7市図書館ガイドブック（平成25年度版）」より作成  
 ※多摩市においては、「市内図書館に所蔵していない資料の予約・取り寄せ」は、7市連携を構成する市の中では日野市民及び稲城市民に限り、図書・雑誌の合計5点まで可能である。  
 ※図書館によって、「貸出資料」の欄に視聴覚資料（映像・音声資料）として「視聴覚資料」「AV資料」「CD等」の表現があるが、ここでは統一せず、ガイドブック原文のまま記載している。

たとえば、八王子市の図書館では、八王子市を含む7市の市民が同じように書籍・視聴覚資料（映像・音声資料）の予約、取り寄せをすることができる。その一方で八王子市を除く6市の図書館では、市外からの利用者は書籍・視聴覚資料（映像・音声資料）の予約や取り寄せをすることができない。つまり、現状では八王子市の図書館に限り、7市の市民すべてが同じ利用条件で書籍・視聴覚資料（映像・音声資料）の予約・取り寄せを行うことができる仕組みになっている。

### (3) 実績

7市連携の平成24年度利用実績をみてみよう。たとえば、八王子市の図書館においては、他の6市の市民が八王子市の図書館を利用するとして登録した人数が474人、貸出冊数は53,523冊であった。一方、日野市の図書館を利用するとして八王子市を含めた他の6市の市民が登録した人数が564人、貸出冊数は52,935冊であった。居住する自治体ではない他の自治体の図書館を利用することを希望した登録者は7市合計で5,529人、貸出冊数は524,601冊である（**図表1-4**）。八王子市民が最も多く利用者登録を行った市は多摩市であり、登録者数939人、貸出冊数は89,939冊であった（**図表1-4**）。これは、八王子市民が八王子市を除く6市に登録を行った総数1,860人のうち50.5%、貸出総数では53.6%を占めている。八王子市民が、八王子市に隣接する多摩市の図書館を特に活発に利用していることがわかる。

図表1-4 平成24年度京王線沿線7市図書館連携利用状況

自治体 (人口:人)	図書館数	総蔵書数	八王子市民		府中市民		調布市民		町田市民		日野市民		多摩市民		稲城市民		小計		全利用者	
			登録者	貸出冊数	登録者	貸出冊数	登録者	貸出冊数	登録者	貸出冊数	登録者	貸出冊数	登録者	貸出冊数	登録者	貸出冊数	登録者	貸出冊数	貸出冊数	割合(%)
八王子市 (555,630)	5	1,590,560			20	1,585	14	737	206	23,437	161	18,000	62	9,234	11	530	474	53,523	2,954,229	1.8
府中市 (247,454)	13	1,359,664	171	5,295			213	7,205	30	1,014	142	9,151	136	7,088	89	5,897	781	35,650	2,460,891	1.4
調布市 (218,279)	11	1,254,298	101	4,017	247	9,676			15	320	44	1,220	60	2,587	91	4,718	558	22,538	2,868,446	0.8
町田市 (420,304)	6	1,059,084	124	16,937	12	536	8	144			16	767	50	1,017	22	331	232	19,732	4,338,392	0.5
日野市 (175,904)	7	764,866	456	44,745	32	1,037	9	57	9	449			54	6,612	4	35	564	52,935	1,718,919	3.1
多摩市 (144,295)	8	797,479	939	89,939	120	8,969	31	1,409	271	19,139	350	42,972			167	19,550	1,878	181,978	1,799,703	10.5
稲城市 (84,274)	6	549,858	69	6,829	371	59,089	84	9,910	194	31,323	79	6,403	245	44,691			1,042	158,245	1,313,175	12.1
合計 (1,846,140)	56	7,375,809	1,860	167,762	802	80,892	359	19,462	725	75,682	792	78,513	607	71,229	384	31,061	5,529	524,601	17,453,755	3.0

出所：八王子市図書館部中央図書館「京王線沿線7市図書館連携利用状況」より作成

※「図書館数」には、本館及び分館を含む。

※「総蔵書数」には、図書・雑誌・新聞・視聴覚資料が含まれる。

※「小計」とは、7市連携のうち市内利用を除外した6市合計の利用状況である。

※「全利用者」の数には、八王子市の場合、7市連携を構成している市からの利用者数、及び7市連携とは別に八王子市と図書館連携を行っている相模原市、あきる野市からの利用者数も含んで計上している。

以上から、八王子市民をはじめとした7市の市民が、それぞれ市外の図書館を活発に相互利用していることがわかり、図書館連携の成果が表れているといえよう。

## 3. 課題の背景にある要因

八王子市と隣接市の市境地域で見られる事例を整理すると、市境を越える人の流れへの対応、そして、日常生活圏で行政の果たす役割という点から、隣接する行政間あるいは官民間の連携の必要性が明らかになった。以下、様々な主体の連携による課題解決に至っていない要因を4つに整理した。

### (1) 市境を越えて広がる市民の日常生活圏に対する認識が不十分である

行政が自市のサービス提供範囲を市域内と規定し、市境が1つの目安となること自体は当然のことと言えよう。しかし、市境が市民サービスの提供それ自体の境界となってはならないのではないか。事例からは、市境に居住する市民の日常生活圏が隣接市にも及んでいることに対する認識の不十分さと、市境を越えて市民サービスを補完する方法についての検討が不十分であることが、課題としてみてとれる。例えば、序論第3節【事例① 市境をはさみ用途地域の

設定が大きく異なる】では、隣接市の市民の日常生活圏が市境を越えて広がっていることを認識し、両市の間で調整することにより、隣接市に配慮した用途地域の設定が可能なはずである。また、序論第3節【事例④ 市外の公立学校への区域外就学が難しい】や本章第1節【(4) 情報共有】も、利用者である市民の日常生活圏の広がりとその実際の状況の把握が不十分である。

## **(2) 市域内での市民サービス提供の公平性を一律の基準で判断している**

市境地域に居住している市民に配慮したサービスを提供することは、その他の地域の市民とは異なる手厚いサービスを提供することになり、市域内の市民サービス提供の公平性を損なうという考え方があることが見受けられた。例えば、本章第1節【(1) 公共交通】は、市内の他の交通不便地域と比べれば当該地域の緊急性は低いため、優先させることは公平性を損なうという考えもある。同様に、序論第3節【事例④ 市外の公立学校への区域外就学が難しい】は、市境地域に居住している児童・生徒が市内の公立学校に通う場合と比べ、隣接市の公立学校に通った方が通学時の危険が少ないと判断される例であるが、市境地域に居住する市民に配慮した区域外就学の認定基準を設けることは、地域を限定して他の認定基準を設けることになる。また、本章第1節【(2) 予防接種】についても、日常生活圏が他市に及ぶ市民が対象となるため、普段から市内の医療機関を受診している市民とは異なる。こうした事例からは、広い市域を有する八王子市において、一律の基準をもって市民サービス提供の公平性を担保することの難しさがうかがえた。

## **(3) 自治体間における同等の負担を連携の条件としている**

特定の市民サービスについて、隣接市と連携した相互利用を行う際、自市の負担額が隣接市よりも大きくなることを理由に相互利用そのものを行わないとする考え方が、市境地域に居住する市民に対して、しかるべき市民サービスが提供されない一因になっていることが判った。例えば、本章第1節【(2) 予防接種】では、八王子市と隣接市の間で予防接種にかかる費用負担が異なるため、市民が市内で予防接種を受ける場合と比べて、隣接市で受ける場合の方が八王子市の負担額が大きくなる。こうした状況下において、市外のかかりつけ医でも乳幼児の予防接種を可能とするためには、当該事業の目的を踏まえれば、「連携に際しては、自治体間における負担割合に拘泥しすぎない」という姿勢も必要であろう。このことについては、本章第1節【(3) 公共施設の相互利用】においても、同様のことが言える。

## **(4) 様々な主体との連携に対する認識が不十分である**

市域にとらわれることなく日常生活に必要な市民サービスを提供するためには、様々な主体との連携を活用する必要があるが、事例からはその意識が不十分である様子がみてとれる。本章第1節【(1) 公共交通】を例にすれば、バス事業は行政のみが運営しているものではないことは一般的にも知られている。行政が運営主体となった場合に市境を越えた運行が難しいのであれば、民間事業者との連携を図り、民間事業者が運行するバスとして市境を越えた運行を目指す方法もあるだろう。また、序論第3節【事例⑦ 市境を共有する町会・自治会間の連携が難しい】では、町会・自治会間での連携が困難であれば、行政を介して調整し、連携を図るといった発想があっても良い。市民サービスは多様な主体によって提供されているが、行政単独など1つの主体で解決を図ろうとすることが難しいもの、あるいは、行政以外の主体との連携を図るほうが課題解決に近づく場合もあることが事例から明らかになった。

このように現状が明らかとなった一方で、図書館連携の事例でみるように、市民の声に対して、行政がリーダーシップを発揮し、自治体間連携という形により既存の図書館を有効活用したネットワークの構築を実施することで、結果として市民の不便さを解消した事例がある。この事例は、八王子市における自治体間連携による課題克服の可能性を示している。

以上の状況は、八王子市特有のものではない。次章において、自治体間連携によって地域課題の解決を図った他自治体の先行事例を見ることで、八王子市における課題解決の手がかりとしたい。

---

---

## 第2章 地域課題の解決に向けた連携の先行事例

---

---

本報告第1章及び中間報告においても示したように、八王子市の市境地域においては、居住する市民の日常生活圏が隣接市にも広がる一方で、この現状を見据えた施策が不十分であるために、市民が様々な不便さを感じている事例が散見される。他の自治体においては、行政だけでなく市民や民間事業者など様々な主体との連携を図ることで、市域と日常生活圏の不一致に起因する市民の不便さを解消している。ここでは、そうした先行事例を紹介し、自治体が連携している背景を探ることとする。

### 1. 日常生活圏における無料予防接種の確保

狛江市と世田谷区は2005（平成17）年から予防接種の相互委託を実施している。この相互委託によって、狛江市民と世田谷区民は、両市区のどの医療機関でも同等に予防接種を受けることができるようになった。ここではこの2つの自治体による連携について取り上げ、その実現に至るまでのプロセスと現状を整理する。併せて、東京23区の取り組みについても紹介したい。

#### （1）連携に至るプロセス

狛江市が世田谷区との予防接種相互委託を実施するようになったきっかけは、2004（平成16）年に、世田谷区内の医療機関（当時国立大蔵病院、その後国立小児病院と統合して現在は独立行政法人国立成育医療研究センター）の医師より問い合わせがあったことによる。その内容は「狛江市民が定期予防接種を世田谷区の医療機関で接種した場合に、狛江市の医療機関で予防接種を接種するのと同様に無料の扱いにならないのか」というものであった。しかし実際には、世田谷区との隣接地域に居住する狛江市民は、世田谷区内の医療機関にかかることも多かった。その背景には、昨今の小児科医の減少という潮流に狛江市も無縁でなかったことがある。一方で、世田谷区には、前述の独立行政法人国立成育医療研究センターがあった。この医療機関は「成育医療」、すなわち胎児期、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期を経て次世代を育成する成人期にまで至る「人のライフサイクル」の過程で生じる様々な健康問題を包括的に捉え、病院と研究所とが一体となってこれらに適切に対応することを目指す医療機関である。

そこで狛江市は、身近にある世田谷区の小児科医療機関を狛江市民が多く利用することに鑑み、予防接種を受ける際の地域的な利便性を向上させるため、狛江市と世田谷区との間で協定締結に向け調整を開始した。職員のみならず、区民や医師会においても、狛江市と世田谷区はもともと一つの生活圏との認識がある。狛江市は世田谷区との調整に先行して、2003（平成15）年4月1日から調布市との間で予防接種の相互委託を実施している実績があった。そこで、狛江市はそうした実績を活かして、2005（平成17）年度から、狛江市が提案して世田谷区が同意

する形で相互委託が開始されることになった。協定は、調布市と交わされた内容に準ずる形で締結された。

## **(2) 現状と仕組み**

協定内容と費用負担、利用状況から現状と仕組みをみておく。

### **①協定内容**

予防接種に関する狛江市と世田谷区との相互委託は、協定を締結の上、2005（平成17）年4月1日から実施された。協定の内容は、法改正などで相互委託対象の予防接種が変更された場合も含めて、年度ごとに書面による改定・更新を行っている。そのほか、両市区の政策担当者が、必要に応じて接種単価の情報の提供等、業務に関する協力連携の関係を継続している。接種単価は二つの自治体で異なり、狛江市に比して世田谷区のほうが高い。

### **②費用負担と利用状況**

2012（平成24）年度下半期における両市区の相互委託件数、及びそれに伴う相手方への請求を行った実績を見てみると、狛江市民が世田谷区の医療機関を利用した実績は346件であり、世田谷区が狛江市に請求した金額は3,170,354円である。他方、世田谷区民が狛江市の医療機関を利用した実績は14件であり、狛江市が世田谷区に請求した金額は144,165円である。このように、相互委託件数をみると、狛江市民が世田谷区の医療機関を利用した件数が、逆のパターンと比べて333件上回っている。結果として、狛江市への世田谷区からの請求額が、世田谷区への狛江市からの請求額を大きく上回っていることがわかる。また、世田谷区内の医療機関を使って他自治体の住民が予防接種した総数は1,537件であり、うち、狛江市民の利用件数は346件であった。世田谷区の利用件数の22.5%が狛江市民ということになる。また、狛江市民の全予防接種件数は4,476件であり、346件が世田谷区の医療機関を利用していたことになる。これらから、狛江市と世田谷区の費用負担が異なること、狛江市民が、相互委託の制度を活発に利用していることが判る。

## **(3) 行政側の現状認識**

こうした予防接種の相互委託についての行政の認識を紹介したい。

狛江市は、費用負担が世田谷区より多い現状について、市民の利便性を第一に考えれば、相互委託のメリットが十分にあるとの認識である。既に言及したように、狛江市には小児科医が著しく少ないため、市民は小児科の治療を受ける場合、身近にある世田谷区の医療機関にかかることが多い。一般的に、小児科医が減少している今日的状況に重ねると、こうした相互委託の意義は非常に大きいと思われる。

## **2. 民間事業者との連携によるコミュニティバスの相互乗り入れ**

武蔵野市では「交通空白・不便地域を解消し、高齢者や小さな子ども連れの人などすべての人が、気軽に安全にまちに出られるようにすること（注1）」を目的に、1995（平成7）年からコミュニティバス「ムーバス」を運行している。運行当初は市内のみで1路線1ルートであったが、運行範囲を順次拡大している。ムーバスの愛称は、282件の公募から選ばれた。武蔵野市の「ム」と「move us（自分たち市民を移動させる、行動させる、感動させる）」をかけたものである。具体的には、2005（平成17）年には三鷹市と、2007（平成19）年には小金井市と、

それぞれ共同運行を実施し、現在は7路線9ルートで運行している（図表 2—1）。「ムーバス」は、行政主導の一般乗合のコミュニティバスとしては、全国で初めて武蔵野市が運行したものである。以下、その連携に至るプロセス、現状と仕組み、行政の現状認識について紹介したい。

## （1）連携に至るプロセス

コミュニティバスの運行を検討するようになった背景は次のとおりである。

### ①交通空白・不便地域

武蔵野市では、バス停から300m以上離れている地域を交通空白地域、バス停から300m以内でもバス交通が1日100便以下の地域を交通不便地域としている。武蔵野市が高齢者の行動調査を行った結果、徒歩で移動する高齢者が100～200mに1回休憩を取っており、それをもとに交通空白・不便地域を設定した。交通空白・不便地域の問題は、交通弱者、移動困難者といわれる高齢者に深くかかわっていることがわかる。

### ②高齢化を意識した「ムーバス」の導入

武蔵野市においてコミュニティバスの運行が検討されるようになったきっかけは、1989（平成元）年に市に寄せられた交通不便を訴える吉祥寺南町在住の一高齢者の「市長への手紙」にある。当該市民の居住する吉祥寺南町は、JR中央線・京王井の頭線吉祥寺駅に出るにも京王井の頭線井の頭公園駅まで出るにも時間を要し、移動に不便な地域であり、その改善を訴えたものであった。そこで、市政アンケートを行ったところ、市民にとって重点的に進めてほしい施策の第1位が「交通対策の推進」であり、特に高齢者からは「街に出たいがバス停まで遠く、バスの本数も少ないので利用しにくい。自転車は怖い」という声が寄せられた。改めて高齢者の立場で市内をみると、外出のし難い、交通の不便なところが市内の各所にあり、多くの困っている市民がいた。また、高齢化の進展も大きな問題であり、1991（平成3）年の検討開始時点で市内の高齢化率（65歳以上の人口）は11.7%に達しており、高齢者が街に出て活動できるための条件となる移動手段を、早急に整備する必要があった。

バス交通は、地域住民にとって重要かつ不可欠な移動手段である。このことから、バス事業者毎に整備されてきた既存の公共交通を単独で完結させるのではなく、行政も積極的に参画して、市民（利用者）の立場に立って、公共交通網として一体的に改編していくという思想が生まれた。しかしながら、当時は、交通対策に係る省庁の縦割り意識が強く、一自治体が地域の交通政策を立てることはできない現状の中で、行政主導の一般乗合のコミュニティバスを走らせようとするには、前例がないことから多くの壁があり、コミュニティバスの運行は無理との意見も多数寄せられた。

武蔵野市は、こうした公共交通の現状と市民の声を受け止めて、徒歩と路線バスとの中間的な交通手段として、コミュニティバス運行の検討に着手した。そこで、高齢者が街に出て、健康に活動できる移動手段の整備を目指し、まず1991（平成3）年10月「市民交通システム検討委員会」を立ち上げた。この委員会は、交通政策や交通工学に造詣の深い有識者だけではなく、交通政策の許認可機関である運輸省（現在の国土交通省）や警視庁の担当者、路線開設に決して積極的ではないバス・タクシー事業者や車両メーカー等、運行に直接・間接的に関わり合いを持った主体を集め、各委員が当事者として一緒に実現方策を考える場を設けたものである。「市民交通システム検討委員会」では、「実現可能か否か」ではなく、「実現させるためにはどうすれば良いか」の検討を行った。対応によっては限りなく福祉の分野に入り込んでいく

可能性を排除し、廃止代替バスや福祉バスではなく、あくまでも交通の分野で対応することを目標に検討を進めた。限られた狭い地域を走るコミュニティバスが、一般路線バス料金（当時200円）と同額では利用者は極めて限られた人になってしまうため、運賃は100円とする構想を当初から持っていたが、地域に100円運賃を導入することは前例がないうえ、事業採算に乗らず、継続性が危ぶまれる路線は認可されないというのが前提であった。このことから、高齢化社会の地域交通を利用者と行政で支える新しい考えに基づく運賃体系であることについて、収入見込みや運行計画を用いて丁寧に運輸省に説明し、運行収支の赤字は市が補填することにより事業の継続性を確保するというで理解を得た。この委員会では、1994（平成6）年12月の「コミュニティバス推進委員会」設置に至るまで3年強の検討を重ねた。行政主導の一般乗合のコミュニティバスとして、「ムーバス」の運行を開始したのは翌年の1995（平成7）年11月である。「ムーバス」の運行に際しては、許認可機関の担当者を含めた「市民交通システム検討委員会」が、「実現するための諸課題」を一つ一つ時間をかけて解消し、持続可能な事業運営体制を確立できたことが運行開始につながった。

### ③三市の連携

現在、「ムーバス」は共同運行で小金井市との相互乗り入れ、及び三鷹市との相互乗り入れを、それぞれ1ルートずつ行っている。共同運行をするようになった経緯は次のとおりである。

まず、小金井市との連携については、市境に位置する東小金井駅東側地域（小金井市梶野町一・二丁目）にバス路線が無く、小金井市に対し、地域住民から同市コミュニティバス（C o C oバス、平成15年運行開始）の運行エリアの拡大が強く要望されていたことがきっかけである。武蔵境駅と東小金井駅を結ぶことにより、両市のバス交通空白・不便地域が一举に解消されることから、両市長の会談での基本合意を受けて、両市担当者による協議・調整、交通管理者・道路管理者・運行事業者等関係機関との調整、両市内での運行説明会の開催、及び両市議会での審議等を経て、2005（平成17）年5月、相互乗り入れによる運行を開始した。

次に、三鷹市との連携については、武蔵野市内に残るバス交通空白・不便地域の解消に向けて武蔵野市が検討を進めていたところ、2006（平成18）年5月、市民団体より両市長に要望書が提出され、両市議会に陳情も出された。同年6月、この陳情が両市議会で採択されたことを受け、小金井市の場合と同様に、両市担当者による協議・調整、関係機関との調整、及び両市内での運行説明会の開催等の手続きを経て、2007（平成19）年4月、相互乗り入れが実現した。

## （2）現状と仕組み

以下に、「ムーバス」に関する相互乗り入れの現状と仕組みについて紹介する。

### ①協定の締結

小金井市との相互乗り入れによって運行しているのは「境・東小金井線（5号路線）」である（**図表 2—2**）。武蔵野市と小金井市の二市で「ムーバス5号路線「境・東小金井線」運行協定書」を2005（平成17）年5月26日付けで締結し、共同運行を開始した。他方、三鷹市との相互乗り入れによって運行しているのは「境・三鷹循環（7号路線）」である（**図表 2—3**）。武蔵野市、三鷹市及び小田急バス（株）の三者で「ムーバス運行協定書」を2007（平成19）年3月28日付けで締結し、共同運行を開始した。なお、運行協定書締結に先立ち、2006（平成18）年9月1日付けでコミュニティバス運行に関する「合意書」を締結し、2007（平成19）年2月23日付けで「コミュニティバス運行に関する基本協定書」を締結している。三鷹市の事例では、

図表 2—1 「ムーバス」全体路線図



図表 2—2 (右)

「ムーバス境西循環 境・東小金井線—5号路線—」運行ルート (拡大図)

※図中の点線は市境を、番号は停留所を表す。  
 ※5号路線では、境・東小金井線と境西循環の2ルートが設定されている。  
 ※5号路線のうち「境・東小金井線」が市境を跨いで設定されていることが判る。



図表 2—3 (右)

「ムーバス境・三鷹循環—7号路線—」運行ルート (拡大図)

※図中の点線は市境を、番号は停留所を示す。  
 ※5号路線同様、7号路線も市境を跨いで設定されていることが判る。

出所：武蔵野市編「コミュニティバス事業概要 2013」より作成 (図表 2—1 から 2—3 まで)



協定書においてムーバス車両及びバス停施設等に、それぞれ「武蔵野市・三鷹市共同運行」又は「三鷹市・武蔵野市共同運行」と表示し、両市における共同事業である旨を一般に広報することが協定書に明記されている。

## ②ルート選定

「ムーバス」の運行ルートの選定に際しては、予定ルート周辺の人口規模、商業施設や病院学校等施設の立地状況等を踏まえ、同時にすでに運行を開始している「ムーバス」の利用率を使用して利用者数を推計した。次に、路線バスと運行経路が重ならないこと、両市のバス交通空白・不便地域の改善を図ること、地域にある施設へアクセスできるルートとすること、及びムーバス車両が運行できる走行空間を有し、軽微な交通規制の変更程度で運行できる道路とすること（通行禁止道路通行許可等）等の選定方針に基づき運行ルートを設定した。これを受けて、運行ルートを含めた運行計画をグループインタビュー・住民ヒアリング・住民説明会等の場を活用して（注2）、地域等と一定の合意形成を図ったうえで路線認可の手続きを進め、路線開設に至った。また、道路幅員や一方通行等の関係で、双方向路線にすることは困難なため、進行方向の逆方向に向かう人の利便性を考慮して、一方向循環で1周5km、30分程度で循環することを目途にルートを設定した。この短い距離設定は、少ない車両で運行本数を多くすることにつながっている。武蔵野市では、一般路線バス事業の維持・継続を重要視しており、路線バスでは担いきれない部分をムーバスが補完するという考え方をもっている。

しかし、ルート選定は必ずしもスムーズになされたものではなく、次のような課題も持ち上がっていた。既に触れたとおり、東小金井駅東側地域（小金井市梶野町一・二丁目）にはバス路線が無く、地域住民から小金井市に対して、小金井市コミュニティバス（COCOBAS）の運行が強く要望されていた。その一方で、武蔵境駅周辺や東小金井駅周辺の商店街との競合を懸念する予定路線周辺の地域の商業系事業者からは、コミュニティバス運行に対する反対の声が上がっていた。しかし、こうした懸念や不安の声に対しても、行政側が丁寧な住民説明会等を行い、共同運行の実現へと結びつけている。

## ③費用負担

まず、小金井市との相互乗り入れ（5号路線「境・東小金井線」）については、バス車両購入費、バス停施設の設置等の初期投資を、事業主体である武蔵野市が負担した。収支決算に伴う赤字分の運行補助金は、過去6年分の平均をみると約200万円（年間ベース）である。両市の負担割合は、各々の市域内の路線延長比率により決定した。このケースでは、武蔵野市が10分の6、小金井市が10分の4を負担している。

他方、三鷹市との相互乗り入れ（7号路線「境・三鷹循環」）については、バス車両はバス事業者が購入し、これに伴う経費を運行経費に算入することとした。バス停施設の設置、運行経路の安全対策等の費用を、設置した箇所を管理する市が負担した。収支決算に伴う赤字分の運行補助金は、過去6年分の平均をみると約900万円（年間ベース）である。両市の負担割合は、各々の市域内の路線延長比率により決定した。このケースでは、武蔵野市が10分の7、三鷹市が10分の3を負担している。

### （3）行政側の現状認識

「ムーバス」を利用する市民は、「運賃が安い（100円）」、「バス停が近い」、「ほぼ時刻表通りに来る」、「タイヤがわかりやすい」、「雨や暑い日、寒い日などでも出かけられる」、「乗り降

りしやすい」など、「ムーバス」の運行を高く評価している。しかしその一方で「運行時間帯の延長（始発7時00分武蔵境駅南口発：3号路線境南東循環、6号路線三鷹・吉祥寺循環及び7号路線境・三鷹循環の例、最終21時24分武蔵境駅北口発：5号路線境・東小金井線の例）」「ムーバス一日乗車券の導入」などの要望が上がっており、さらなる市民サービスの向上が検討されている（注3）。

1995（平成7）年、1号路線（吉祥寺東循環）の運行開始からすでに20年近い時間が経過しているが、行政側も、基本的に「ムーバス」の運行は順調であり、市民の要望に応えることに成功していると認識している。また、連携の実現に至る背景・経緯を見るならば、両市所管の認識が一致していることが大きく、その後の連携のスムーズさに結びついている。

コスト負担に関しては、連携による共同運行を含めて赤字路線が発生しているが、そもそもコミュニティバスを運行している政策目的からすれば、赤字路線であるからということをもって直ちに路線の縮小や廃止に結び付けるということにはならず、今後とも地域の足として保持する方針である。

### 3. 公共施設の相互利用

ここでは、埼玉県所沢市、飯能市、狭山市及び入間市の4市（**図表2-4**）で市民サービスの相互乗り入れを行っている事例「ダイアプラン」を紹介する。

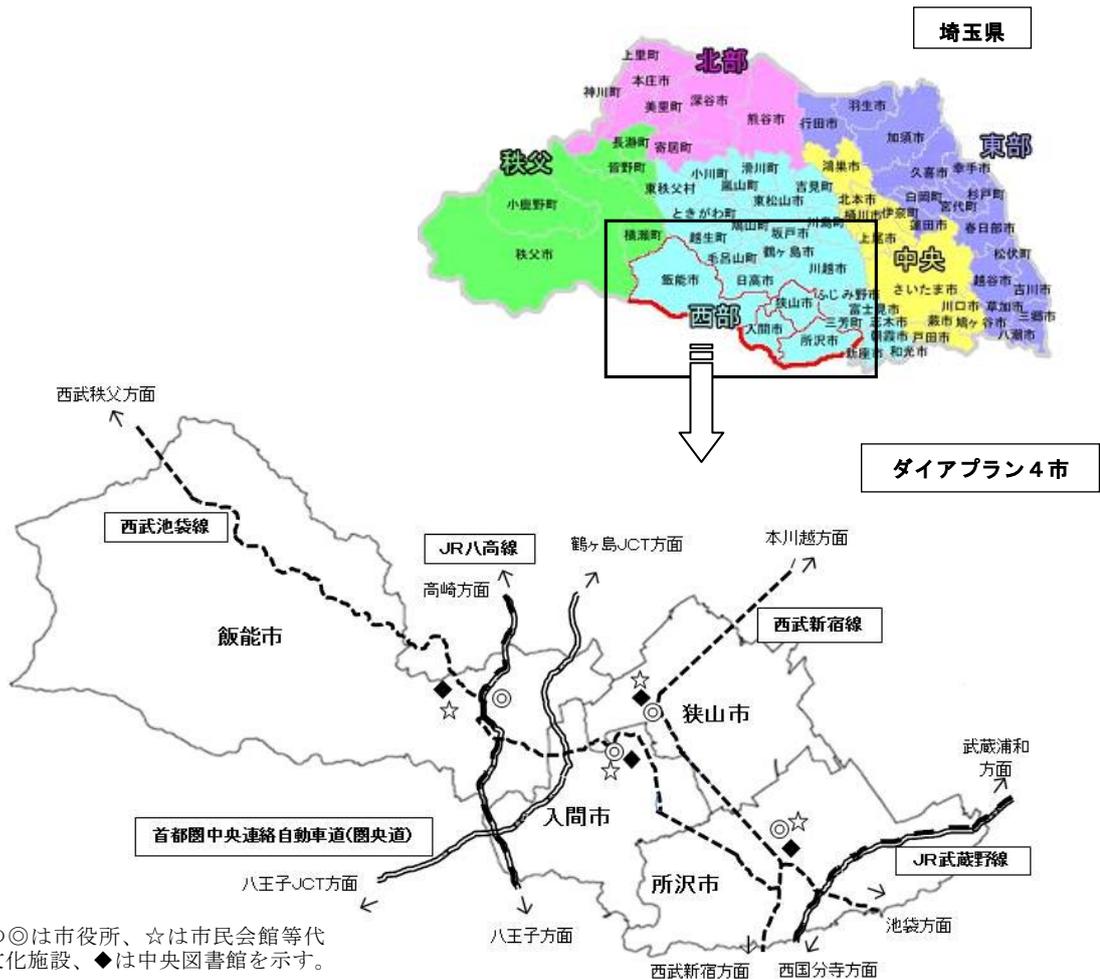
「ダイアプラン」は、所沢市、飯能市、狭山市、入間市（以下「4市」という）で構成する任意の協議会「埼玉県西部地域まちづくり協議会（1988年設立、以下「協議会」という）」が1990（平成2）年に策定した「埼玉県西部地域まちづくり構想（本報告では便宜的に「第1次構想」という）」と、2011（平成23）年、その実績をもとに新たに策定された「第2次埼玉県西部地域まちづくり構想（本報告では便宜的に「第2次構想」という）」に基づく計画の通称である。この構想の目的は、「過度の東京依存から脱却し、地域の特性を活かした自立性のある生活圏づくりの推進」にあり、第1次・第2次構想を通して一貫している。なお、「ダイアプラン」とは、これら4市が深くつながり、協調と相互尊重のもとに発展していくことを強固なDIAMOND（強固なひし形）に見立てて名づけられた通称である。

#### （1）連携に至るプロセス

1988（昭和63）年8月、上記の協議会が設立されたきっかけは、その3年前の1985（昭和60）年、埼玉県が「埼玉県新長期構想」を立ち上げ、その中で「地域中心都市」、「拠点都市」整備構想の一環として、埼玉県南西部地域の中心都市として川越市・所沢市を想定し、両市を核とした「県南西部地域中心都市整備構想」について協議を始めたことにある。その具体的な目的は、南西部地域の中心にある所沢市を中心として4市が連携し、課題の共有とスケールメリットの活用を進めることにあった。もともと地理的に近接し、西武鉄道沿線にあるという共通点も背景にある。

協議会は、1990（平成2）年3月、「第1次構想」を策定し、公共施設の相互利用をはじめ、イベントの共同開催や緊急時におけるごみ処理施設の応援協定の締結を実現するなど、相互の連携を深める実践を積み重ねてきた。その後、1990年代半ばから、本格的な地方分権と地方自治の時代となり、地方自治体は市民の多様なニーズに対応した市民サービスを、自らの判断と責任において提供することが従来にも増して求められることになった。こうした社会状況を背景に、積極的な情報提供や行政への市民参画の促進、市民と行政との協働も必要とされるようになった。こうした状況の中で、2011（平成23）年、4市の連携をさらに強め、圏域の特性や

図表 2—4 埼玉県とダイアプラン構成 4 市



出所：埼玉県西部地域まちづくり協議会編「第2次埼玉県西部地域まちづくり構想・計画」（2011年）より作成

資源を有効に生かした魅力と活力のあるまちづくりを目指して「第2次構想」が策定された。期間は2011（平成23）年から2020（平成32）年までの10年間と設定された。

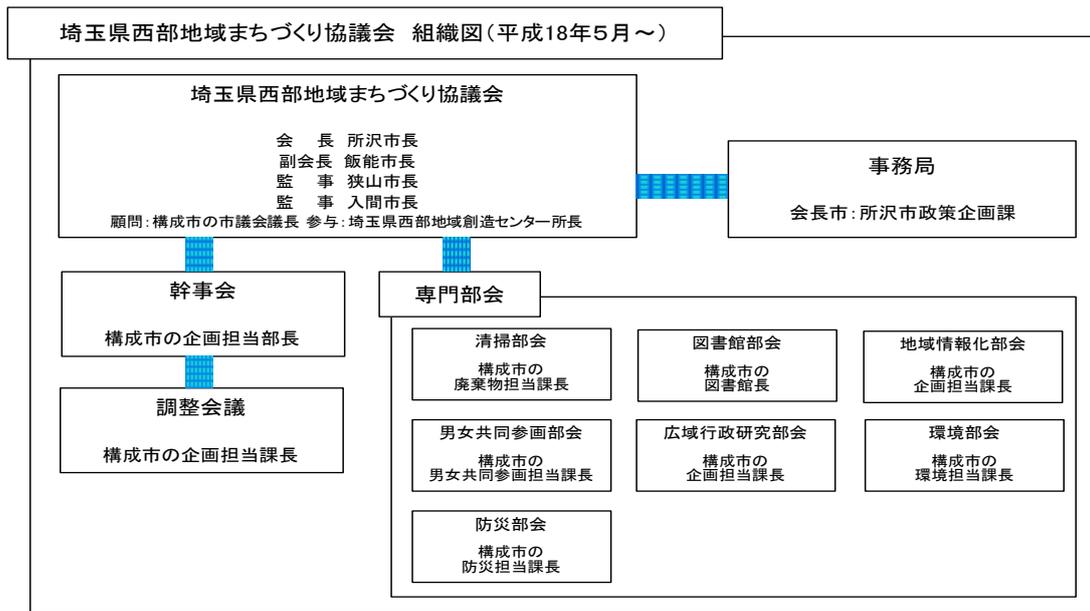
すでに述べたように、協議会設立当初は埼玉県の構想に沿ってダイアプランの計画づくりとその実践が進んだ。しかし、具体的に実施する施策は、県の主導ではなく「地方自治体は、市民の多様なニーズに対応・・・（中略）・・・構成4市は強い連携のもと、・・・（中略）・・・新たな構想を策定（注4）」という「ダイアプラン」の策定趣旨にしたがって、4市が自ら主体的に決定している。

## （2）現状と仕組み

以上のように、ダイアプランには約20年に及ぶ歴史がある。その現状と仕組みがどのようなものになっているか、以下に紹介したい。

ダイアプラン運営の中核である協議会は、4市の市長を委員として組織されており、設置以来、所沢市長が会長の任に就いている。その下部に企画担当部長で構成される幹事会、企画担当課長で構成される調整会議がある（図表2—5）。

図表 2—5 埼玉県西部地域まちづくり協議会組織図



出所：埼玉県西部地域まちづくり協議会編「第2次埼玉県西部地域まちづくり構想・計画」より作成

協議会の特徴は、設立当初から所沢市が会長市の役割を担い、併せて事務局の役割も担っていること、協議会には4市の市議会議長が顧問として参画していること、さらに埼玉県（埼玉県西部地域振興センター所長）が協議会参与として関わっていることである。協議会には、7つの専門部会（具体的には広域行政研究部会、図書館部会、地域情報化部会、清掃部会、男女共同参画部会、環境部会、防災部会）が置かれ、各部会が自律的に具体的な地域課題に関する調査研究に従事している。防災部会は、これまでの連携実績を基に、2013（平成25）年4月に新設された。各部会には、4市の担当部署から職員が参加し、部会間の横のつながりもある。

公共施設の相互利用は、協議会が最も熱心に取り組み、成果を上げているテーマの1つである。4市の公共施設の相互利用を具体的にみても、たとえば入間市内の文化・福祉施設（図書館を除く）の利用実績をみると、他の3市の市民による施設の利用数が、全利用人数の中で17.4%を占めている。同様に、狭山市内の文化・福祉施設（図書館を除く）の利用実績をみると、他の3市の市民による施設の利用数が、全利用人数の中で25.3%を占めている。このように、公共施設の相互利用という仕組みが多くの人に認知・利用されていることが判る（図表2-6）。

### （3）行政側の現状認識

相互利用の実績にうかがわれるように、4市の連携の取り組みは、着実に進んでいる。ダイアプランに関する埼玉県の評価も高い。所沢市所管によれば、4市の連携は市民や基礎自治体の発意というよりは埼玉県の構想を起点としている。しかし、連携の実現にあたっては、4市が主体的に取り組んできた。市民にも、4市が地理的・歴史的な背景をもって一体の生活圏を形成しているという認識があり、それらが協議会の実践を支えているといえよう。

図表 2—6 4市における公共施設の利用実績（平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月）

文化・福祉施設（図書館を除く）

単位：人

区 分	所沢市民	飯能市民	狭山市民	入間市民	小 計	当該市民	市以外市民	合 計	圏域市民利用率
所 沢 市		338	2,434	2,880	5,652	350,962	1,385	357,999	1.6 %
飯 能 市	4,942		1,402	5,481	11,825	298,955	17,876	328,656	3.6 %
狭 山 市	59,900	18,162		85,514	163,576	460,993	33,209	661,310	24.7 %
入 間 市	40,195	10,265	24,195		74,655	325,523	28,982	429,160	17.4 %
合 計	105,037	28,765	28,031	93,875	255,708	1,436,433	81,452	1,777,125	14.4 %

体育・公園施設

単位：人

区 分	所沢市民	飯能市民	狭山市民	入間市民	小 計	当該市民	市以外市民	合 計	圏域市民利用率
所 沢 市		948	10,693	10,618	22,259	570,377	78,002	670,638	3.3 %
飯 能 市	4,761		6,786	13,959	25,506	260,734	30,345	316,585	8.1 %
狭 山 市	38,675	22,568		38,149	99,392	292,549	50,504	442,445	22.5 %
入 間 市	15,286	6,898	12,891		35,075	278,358	9,372	322,805	10.9 %
合 計	58,722	30,414	30,370	62,726	182,232	1,402,018	168,223	1,752,473	10.4 %

図書館

単位：人

区 分	所沢市民	飯能市民	狭山市民	入間市民	小 計	当該市民	市以外市民	合 計	圏域市民利用率
所 沢 市		930	9,795	5,944	16,669	572,983	9,317	598,969	2.8 %
飯 能 市	198		212	1,198	1,608	66,146	3,629	71,383	2.3 %
狭 山 市	7,054	1,331		11,368	19,753	256,837	7,675	284,265	6.9 %
入 間 市	15,441	14,304	12,006		41,751	249,881	2,033	293,665	14.2 %
合 計	22,693	16,565	22,013	18,510	79,781	1,145,847	22,654	1,248,282	6.4 %

公共施設全体

単位：人

区 分	所沢市民	飯能市民	狭山市民	入間市民	小 計	当該市民	市以外市民	合 計	圏域市民利用率
所 沢 市		2,216	22,922	19,442	44,580	1,494,322	88,704	1,627,606	2.7 %
飯 能 市	9,901		8,400	20,638	38,939	625,835	51,850	716,624	5.4 %
狭 山 市	105,629	42,061		135,031	282,721	1,010,379	91,388	1,384,488	20.4 %
入 間 市	70,922	31,467	49,092		151,481	853,762	40,387	1,045,630	14.5 %
合 計	186,452	75,744	80,414	175,111	517,721	3,984,298	272,329	4,774,348	10.8 %

出所：埼玉県西部地域まちづくり協議会編「第2次埼玉県西部地域まちづくり構想・計画」より作成

#### 4. 利用者の日常生活圏に配慮した情報の相互提供

町田市と相模原市は、かねてから様々な連携を実施している。ここでは、両市における情報共有に関して、その連携に至るプロセス、現状と仕組み、行政側の現状認識を紹介したい。

##### （1）連携に至るプロセス

町田市・相模原市両市が連携するようになった背景には、地理的な一体性や歴史的な一体性がある。たとえば、市境を挟んで両市に同じ地名が存在することや（例：町田市相原町と相模原市緑区相原）、都県境を挟んで、両市の市民によって開催されている「町田さくらまつり」「相模原市民桜まつり」といった例である。こうしたことから、両市民による行き来が行われていることがわかる。また、町田市に在住して相模原市に通勤・通学する市民や、その逆も少なくない（注5）。これらは両市による連携の素地となっている。

ところで、町田市・相模原市両市が連携するきっかけとなったのは、両市の課題及び交流を検討することを目的とする「町田市・相模原市首長懇談会（以下、「首長懇談会」という）」であった。第1回首長懇談会は1993（平成5）年11月1日、「相模原市、町田市の広域行政について」をテーマに、町田市で開催された。出席者は、町田市側が市長、両助役、企画部長、企画政策課長、秘書課長、相模原市側は市長、助役、企画部長、企画調整課長、秘書課長であった。第2回首長懇談会は1994（平成6）年11月22日、相模原市で開催された。首長懇談会はその後も定期的に開催され、2013（平成25）年まで継続して19回を数えている。出席者は基本的に、首長のほかに副市長（現在、首長懇談会開始時は助役）、及び企画担当部長をはじめとした企画担当職員らである。

1998（平成10）年の首長懇談会は、両市の交流事業（広報紙記事の相互掲載、図書館の相互

利用等)のほか、業務核都市、福祉行政等をテーマとして開催された。また、2002(平成14)年の首長懇談会は、両市の交流事業(高齢者福祉センターの相互利用、行政資料の相互配架)、地域コミュニティ、相模の大風・桜まつり、及び地方分権などがテーマであった。そこで、ここでは2度にわたりテーマとなった両市の交流事業について注目したい。交流事業の中の「広報紙記事の相互掲載」は、首長懇談会が開催された1998(平成10)年のうちに、同様に「行政資料の相互配架」は、2002(平成14)年のうちに、ともに情報共有の視点から連携事業として実現に至っている(注6)。

## (2) 現状と仕組み

次に、情報共有における現状と仕組みがどのようなものか、紹介したい。

まず、「広報紙記事の相互掲載」についてみる。両市それぞれの広報紙「広報まちだ(写真2—1)」、「広報さがみはら」に情報交換を行う専用のスペースが設けられていて、相手自治体の情報が掲載される仕組みになっている。これは、両市の催し物や施設紹介の記事などを定期的に掲載するもので、町田市は年に4回、相模原市は年に6回、それぞれ相手の広報紙に情報を掲載している。「広報紙記事の相互掲載」にあたっては、両市で広報担当者会議を年に1回開催している。掲載しているのは、たとえば花火大会や両市保育園開催のイベント情報等である。両市の広報紙ともに、相手方の市の記事を掲載するために、常に掲載用のスペースを空けている。両市の広報紙は、JR横浜線沿線の町田市と相模原市の大半の駅で配布されている。たとえば、JR町田駅では、駅構内中央改札外自由通路(南口側)に、両市広報紙の配架コーナーが隣接して設置されている(写真2—2)。JR駅への設置に関して、JRに対して負担すべき費用はない。したがって、特に両市が負担すべきコストは発生していない。

両市における情報交流は盛んであり、このほかの連携・交流事業としては2001(平成13)年度から開始された両市保育園主催イベント等の相互周知(保育ウィーク実行委員会事業)の事例がある。これは、子どもを持つ保護者に両市の各保育園で行われるイベント等の情報を広く周知するため、相手方の市のチラシを100部ずつ配布し、広報紙等に掲載をする、というものであった。これは、町田市子ども生活部子育て支援課と相模原市子ども育成部保育課との連携によって行われている。さらに、2003(平成15)年度から開始した事業として、コンサートガイド、公演チラシの交換や施設見学等を行うというものがある。これは、町田市文化スポーツ振興部文化振興課及び一般財団法人町田市文化・国際交流財団と、相模原市市民局文化振興課及び公益財団法人相模原市民文化財団との連携によって行われている。いずれの施策も、現在継続中である。

## (3) 行政側の現状認識

町田市と相模原市の連携は都県境を挟んで実施されていることから、1993(平成5)年の首長懇談会開始直後は全国的に例がない先進的な取り組みだった。しかし懇談会開始から約20年が経ち、実施済みの連携も多い。そのような中、両市では、今後の懇談会のあり方を検討しており、たとえば、懇談会に先立ち、担当者間で「政策担当者会議」を設け、実務者レベルの政策課題や連携内容の検討及び確認を事前に行っている。自治体間連携が珍しくなくなった現在、さらなる継続性を見据えた協議が改めて両市でなされている。



写真2—2 JR横浜線町田駅の広報紙配架状況  
※町田市と相模原市のラックが並ぶ。



5. 小括

ここまでの実施事例から、自治体が連携に至る背景に共通点を見出すことができる。まず、どの事例にも共通しているのは、「市内に限定した事業では対応しきれない種類の市民サービスが求められている」ということを行政自らが認識し、それに対応するための方法を模索したということである。そこに「市民サービスは市域内だけで提供するもの」という発想はなく、事業そもそもの目的を実現のために、市域内でサービスを受けづらい市民に対してどのように提供するかという考え方に基づいて検討がなされている。

また、既存の施設やサービスについて、それが他市のものであっても有効に活用する方法はないかと模索したことも、連携のきっかけになっている様子がみとれる。例えばムーバスが三鷹市や小金井市に乗り入れている事例や、所沢市、飯能市、狭山市、入間市で公共施設を相互利用している事例のもととなったのは、幅広く隣接市の施設やサービスにも目を向けて市民サービス提供の方策を探る姿勢であった。

そして、行政サービスの提供をよりスムーズに進めるため、行政以外の主体とも積極的に連携しようとする視点も重要である。無料予防接種の相互委託に関する先行事例では医師会との間で、コミュニティバスの相互乗り入れの事例ではバス事業者との間で連携を図るなど、行政単独では解決が難しい課題に行政以外の様々な主体との連携によって対応しようとする姿勢は、市境地域の課題を解決するための大きなポイントとなり得る。

今後、市境地域において提供される市民サービスをより充実させるためには、こうした連携の視点を事業に取り入れることが重要であろう。「より良いサービスを提供するには、何を重視し、どのような創意工夫が必要なのか」。行政に問われていることはこの点にあるのではないか。

第3章 結論：日常生活圏に着目した市民サービスの充実  
—隣接自治体等との連携による地域課題の解決を目指して—

行政は「同じ自治体に居住する市民であれば、どこに住んでいる市民であっても、同じ市民サービスを同等の条件で受けられる」ことを目指すべきであろう。しかし、現実には、多様な

サービスをすべての市民に同等の条件で提供することは難しい。その結果、市境地域においても、そこに居住する市民が様々な不便や不自由を感じていることはここまでの調査研究で明らかとなっている。本章では、そうした市境地域に居住する市民の生活に注目し、日常生活圏で必要不可欠な市民サービスを提供するという行政の果たすべき役割から、他自治体における連携の事例を参照しつつ、連携の重要性を前提とした考え方についてまとめる。

## 1. 八王子市における市境地域の現状と課題

まず、中間報告を含めて八王子市における市境地域の現状と課題を振り返っておきたい。

### (1) 聴き取り調査にみる市境地域の現状

市境地域に居住していることに起因する日常生活の不自由や不便について、実際に市境地域に居住している市民やNPOなどの各種団体に対する聴き取り調査を実施したところ、以下の8つの現状が把握できた。

#### 事例① 市境をはさみ用途地域の設定が大きく異なる

八王子市と町田市との市境をはさんで、用途地域の設定が異なるため、周辺の住環境に影響を与えている。八王子市側は「第一種低層住居専用地域」とされ戸建住宅地が広がる一方で、市境に接している町田市側は「準工業地域」とされ、工場の建設が認められている。同地域は、過去に廃プラスチック中間処理施設の建設を巡り、良好な居住環境を求める周辺住民からの大規模な反対運動が起きた地域である。

基礎自治体間の広域的な都市計画については、東京都が定める都市計画区域マスタープランが方向性を示し、各市町村はこれと整合を図りながら都市計画マスタープランを策定している。この事例からは、市境地域における用途地域設定に関して、隣接する市に居住する市民の住環境に十分な配慮が行われていない現状が明らかとなった。

#### 事例② コミュニティバスが市境で折り返している

小田急線唐木田駅や周辺の病院を通る多摩市のコミュニティバスは、住宅地を通り、八王子市との市境付近で多摩市側に折り返すルートが設定されている。その一方で、周辺の八王子市側では鉄道駅に向かうバス路線が少なく、小田急線唐木田駅に向かうバス路線の拡充を求める声が周辺住民からあがっている。

この事例からは、行政が運営するコミュニティバスがルートを市域内に限定し、市境地域に居住する市民の日常生活圏を考慮したルート設定になっていないこと、また現時点では、行政間で連携する考え方が十分でないことを確認できた。

#### 事例③ 市外のかかりつけ医で乳幼児の無料予防接種が受けられない

多摩市と隣接する地域に居住する八王子市民は、かかりつけ医である多摩市の病院で、八王子市の提供する乳幼児の無料予防接種を受けることができない。無料予防接種には、八王子市域にバスなどを乗り継いで行かねばならず、普段はかかることのない病院を受診しなければならない。その一方で、高齢者のインフルエンザ予防接種については、八王子市、日野市、多摩市、稲城市、町田市が連携しており、各市の医療機関ならばどこでも同じ条件で受けられる。

この事例では、乳幼児の無料予防接種にかかる費用負担が自治体間で異なり、市の負担額に大きな差が生じることから、無料予防接種の相互委託に至っていないこともわかった。

#### 事例④ 市外の公立学校への区域外就学が難しい

八王子市と多摩市の市境地域に居住する児童の自宅から八王子市内の小学校までの通学路は、急な階段や見通しの悪い危険箇所があるが、自宅の隣にあるフェンス1枚をはさんだ多摩市の小学校までの通学路は平坦で比較的安全な道のりである。しかし、当該の児童が多摩市の小学校へ区域外就学することは原則認められていない。

八王子市の区域外就学承認基準は八王子市域を前提としており、こうした理由での区域外就学が想定されていないこと、そしてそうした日常生活圏の広がりを十分に考慮せずに運用を続けてきたことが、市境地域に居住する児童の通学に影響を与えている現状が明らかとなった。

#### 事例⑤ 隣接市の公共施設を利用するうえで利用料金が異なる

多摩市との市境地域に居住する八王子市民や同地域に立地する学校では、収容人数や児童の移動距離などの諸条件に適した公設の文化施設が近くにないため、多摩市側に位置する最寄りの文化施設を利用することが多い。ただし利用料金は多摩市在住・在勤の利用者より高くなる。

この事例では、公設の文化施設が自市に在住・在勤する者と他市の市民との間で異なる利用料金を設定している場合、日常生活圏が隣接市に及ぶ市境地域の市民にとって、負担が大きくなることがわかった。

#### 事例⑥ 隣接市の情報を得ることが容易ではない

八王子市と多摩市、稲城市の市境地域に居住する市民は、多摩市開催の子育てに関するイベントやセミナーに参加したいという意向を持っている。しかし八王子市の施設ではそうしたイベント等に関する情報提供の優先度が低く、チラシなどを十分に入手できない。こうした状況は、子育て分野に限らず、病院等の休日診療などの情報提供についてもみてとれる。

八王子市の各施設では、隣接市で開催されるイベント等の情報の提供を制限してはいるものの、市内の情報と比べると優先順位が低い。多くの市民の日常生活圏が市域を越えていると判断される地域においても一律に市内情報を優先的に提供していることが、市民が必要な情報を入手する機会を損なっている可能性がある。

#### 事例⑦ 市境を共有する町会・自治会間の連携が難しい

日野市との市境地域で活動する八王子市の町会・自治会が、周辺地域での犯罪発生を契機に、日野市側の町会・自治会と連携する形で防犯パトロールや防災訓練を実施しようと考えているが、町会・自治体間ではそうした連携の気運が醸成されにくい。

この事例からは、市境地域においては、隣接市の行政や町会・自治会など多様な主体との連携が重要であること、反面、隣接する町会・自治会であったとしても、自治体が異なるために連携の気運を醸成することが難しいことが確認できた。

#### 事例⑧ 街路灯等の公共物の所有が明確でない

八王子市と日野市の市境地域にある街路灯について、その所有・管理が分かりづらく、行政が管理しているものと町会・自治会が管理しているものが混在しており、市民が街路灯の修繕を希望する場合など、どこに依頼すれば良いか判断できない。そのため、修繕にも時間を要する結果となっている。

この事例では、市境地域における公共物の所有・維持管理主体が明示されていないことで、

市境地域における住民自治に基づいた身近な地域課題の解決にも、地縁組織と行政との連携によるスピーディな課題解決にも支障をきたすことが判った。

## **(2) 課題の背景にある要因**

八王子市と隣接市の市境地域で見られる事例を整理すると、市境を越える人の流れへの対応、そして、日常生活圏で行政の果たす役割という点から、隣接する行政間あるいは官民間の連携の必要性が明らかになった。以下、様々な主体の連携による課題解決に至っていない要因は次の4つに整理することが出来る。

### **① 市境を越えて広がる市民の日常生活圏に対する認識が不十分である**

行政が自市のサービス提供範囲を市域内と規定し、市境が1つの目安となること自体は当然のことと言えよう。しかし、市境が市民サービスの提供それ自体の境界となってはならないのではないか。事例からは、市境に居住する市民の日常生活圏が隣接市にも及んでいることに対する認識の不十分さと、市境を越えて市民サービスを補完する方法についての検討が不十分であることが、課題としてみてとれる。例えば、【事例① 市境をはさみ用途地域の設定が大きく異なる】では、隣接市の市民の日常生活圏が市境を越えて広がっていることを認識し、両市の間で調整することにより、隣接市に配慮した用途地域の設定が可能なはずである。また、【事例④ 市外の公立学校への区域外就学が難しい】や【事例⑥ 隣接市の情報を得ることが容易ではない】も、利用者である市民の日常生活圏の広がりとその実際の状況の把握が不十分である。

### **② 市域内での市民サービス提供の公平性を一律の基準で判断している**

市境地域に居住している市民に配慮したサービスを提供することは、その他の地域の市民とは異なる手厚いサービスを提供することになり、市域内の市民サービス提供の公平性を損なうという考え方があることが見受けられた。例えば、【事例② コミュニティバスが市境で折り返している】は、市内の他の交通不便地域と比べれば当該地域の緊急性は低いため、優先させることは公平性を損なうという考えもある。同様に、【事例④ 市外の公立学校への区域外就学が難しい】は、市境地域に居住している児童・生徒が市内の公立学校に通う場合と比べ、隣接市の公立学校に通った方が通学時の危険が少ないと判断される例であるが、市境地域に居住する市民に配慮した区域外就学の認定基準を設けることは、地域を限定して他の認定基準を設けることになる。また、【事例③ 市外のかかりつけ医で乳幼児の無料予防接種が受けられない】についても、日常生活圏が他市に及ぶ市民が対象となるため、普段から市内の医療機関を受診している市民とは異なる。こうした事例からは、広い市域を有する八王子市において、一律の基準をもって市民サービス提供の公平性を担保することの難しさがうかがえた。

### **③ 自治体間における同等の負担を連携の条件としている**

特定の市民サービスについて、隣接市と連携した相互利用を行う際、自市の負担額が隣接市よりも大きくなることを理由に相互利用そのものを行わないとする考え方が、市境地域に居住する市民に対して、しかるべき市民サービスが提供されない一因になっていることが判った。例えば、【事例③ 市外のかかりつけ医で乳幼児の無料予防接種が受けられない】では、八王子市と隣接市の間で予防接種にかかる費用負担が異なるため、市民が市内で予防接種を受ける場合と比べて、隣接市で受ける場合の方が八王子市の負担額が大きくなる。こうした状況下において、市外のかかりつけ医でも乳幼児の予防接種を可能とするためには、当該事業の目的を踏

まえば、「連携に際しては、自治体間における負担割合に拘泥しすぎない」という姿勢も必要であろう。このことについては、【事例⑤ 隣接市の公共施設を利用するうえで利用料金が異なる】においても、同様のことが言える。

#### ④ 様々な主体との連携に対する認識が不十分である

市域にとらわれることなく日常生活に必要な市民サービスを提供するためには、様々な主体との連携を活用する必要があるが、事例からはその意識が不十分である様子がみてとれる。【事例② コミュニティバスが市境で折り返している】を例にすれば、バス事業は行政のみが運営しているものではないことは一般的にも知られている。行政が運営主体となった場合に市境を越えた運行が難しいのであれば、民間事業者との連携を図り、民間事業者が運行するバスとして市境を越えた運行を目指す方法もあるだろう。また、【事例⑦ 市境を共有する町会・自治会間の連携が難しい】では、町会・自治会間での連携が困難であれば、行政を介して調整し、連携を図るという発想があっても良い。市民サービスは多様な主体によって提供されているが、行政単独など1つの主体で解決を図ろうとすることが難しいもの、あるいは、行政以外の主体との連携を図るほうが課題解決に近づく場合もあることが事例から明らかになった。

以上のような課題が浮かび上がった一方で、八王子市には第1章第2節で示した公立図書館相互利用の事例でみるように、市民の声に対して行政がリーダーシップを発揮し、隣接自治体間連携という形により既存の図書館を有効活用したネットワークの構築を実施することで、結果として課題の解決を図った事例がある。この事例は、八王子市における自治体間連携による課題克服の可能性を示している。

## 2. 地域課題の解決に向けた連携の先行事例

他の自治体においては、行政だけでなく市民や民間事業者など様々な主体との連携を図ることで、市域と日常生活圏の不一致に起因する市民の不便さを解消している。ここでは、そうした先行事例を紹介し、前述の要因①～④を乗り越えるための姿勢を整理する。

### (1) 他自治体の取り組み

#### 先行事例① 日常生活圏における無料予防接種の確保

狛江市と世田谷区は、それぞれの市民や区民が相手方の市・区でも予防接種を無料で受けられるよう、相互委託を実施している。こうした連携が行われる前は、小児科医の少ない狛江市では、隣接する世田谷区の医療機関にかかる市民が多かったにも関わらず、狛江市は他自治体での無料予防接種を認めていなかった。市民の声をきっかけとして、狛江市は世田谷区と同区医師会との間で協議を行い、相互委託を実現させた。

ここで注目したいのは、狛江市と世田谷区の間では、予防接種にかかる自治体の負担額が異なるということである。すなわち、負担が小さい狛江市の住民が、負担の大きい世田谷区の自治体で予防接種を受けた場合、負担が小さい狛江市はその差額分を余計に支出していることになる。しかし、狛江市には小児科医が非常に少なく、特に市境地域に居住する子どもが日常生活圏で予防接種を受けるためには、世田谷区内の小児科医に行くしかない。そのような状況下では、仮に狛江市負担が大きいとしても、市民の日常生活圏の中で、健康を保つための市民サービスを提供するという行政としての役割を優先させているということである。全国的に小児科医の数が減少傾向にある昨今、このような考え方に基づく連携が各地で必要となっている。

### 先行事例② 民間事業者との連携によるコミュニティバスの相互乗り入れ

交通空白・不便地帯の解消と高齢者をはじめとしたすべての世代が気軽に安全にまちに出られることを目指して運営を開始した武蔵野市のコミュニティバス「ムーバス」は、現在、民間のバス事業者が運行主体となり、三鷹市や小金井市にも相互乗り入れする形で運行されている。その際、両市の交通空白地域の解消を目指すだけでなく、市境地域にある両市の施設へアクセスするようにルートを設定し、高齢者や子ども連れの市民が街中に出られることを優先課題としている点が注目し値する。全国的に高齢化が進む中、こうした目的の設定が重要となろう。

また、行政が運行も含め事業を行う場合には市域に限定したものとなりがちなコミュニティバス路線だが、「ムーバス」のように民間事業者が運行主体となる場合、事業者と関係自治体間で十分な協議を重ねることで、市域にとらわれずに、市境を越えて他市の駅と自市の交通空白地帯をつなぐことも可能となる。武蔵野市と小金井市、武蔵野市と三鷹市のコミュニティバス相互乗り入れに際しては、首長による会談が連携の口火となったことも注目すべき点であろう。

### 先行事例③ 公共施設の相互利用

所沢市、飯能市、狭山市、入間市の4市は、「過度の東京依存から脱却し、地域の特性を活かした自立性のある生活圏づくりの推進」を目指して「埼玉県西部地域まちづくり協議会」を設置し、イベントの共同開催や緊急時におけるごみ処理施設の応援協定の締結を実現するなど、相互の連携を深めている。その一環として、4市の間では全ての公共施設を市民が同じ条件（料金、時間など）で利用できるよう定めている。

この事例で注目したいのは、市境を越えて広がる市民の日常生活圏において、自市内と変わらぬ市民サービスを提供するため、当該4市が既存の公共施設を活用する形で互いに連携したという点である。市境地域に居住する市民に対する市民サービスを、全て自市で提供しようとするのではなく、隣接市が有する施設などを視野に入れて有効活用するという発想が重要と言える。この点は、今日、全国の自治体で課題となっている公共施設の老朽化とその更新問題の解決にもつながる大切な点であろう。

### 先行事例④ 利用者の日常生活圏に配慮した情報の相互提供

町田市と相模原市では、両市の広報紙に互いの市政情報を掲載するコーナーを設け、それぞれの情報を市民が容易に入手できるよう配慮している。両市は、図書館や高齢者福祉施設の相互利用、乳幼児健康診査の相互委託、消費生活相談の相互受け入れなど、広報紙面での記事の相互掲載以外にも様々な連携を行っており、市民の間でも祭りを共同開催するなどの活発な交流がある。行政においても、市民の日常生活圏が互いの市域に及んでいることに注目し、広報紙面での市政情報の相互掲載のほか、行政資料の相互配架や保育園主催イベントの相互周知など、あらゆる機会を捉えて情報を共有しようとする試みを継続している。

この事例は、自市の市民の日常生活圏が市域を越えていることを行政が認識し、市民サービスの提供について市域を越えて検討する姿勢が注目し値する。また、両市の連携が進んだ背景には、首長間の懇談会が1993（平成5）年より2013（平成25）年まで毎年行われ、連携の進捗状況を共有するとともに連携のあり方や方向性を判断する場があることも注目すべきである。

## （2）市境地域の課題解決のために行政に必要な姿勢

4つの先行事例を整理すると、各自治体が連携に至る背景には共通点がある。

まず、どの事例にも共通しているのは、「市内に限定した事業では対応しきれない種類の市民サービスが求められている」ということを行政自らが認識し、それに対応するための方法を模索したということである。そこに「市民サービスは市域内だけで提供するもの」という発想はなく、事業のそもそもの目的を実現するために、市域内でサービスを受けづらい市民に対してどのようにサービスを提供するかという考え方に基づいて検討がなされている。

また、既存の施設やサービスについて、それが他市のものであっても有効に活用する方法はないかと模索したことも、連携のきっかけになっている様子がみてとれる。例えばムーブスが三鷹市や小金井市に乗り入れている事例や、所沢市、飯能市、狭山市、入間市で公共施設を相互利用している事例のもととなったのは、幅広く隣接市の施設やサービスにも目を向けて市民サービス提供の方策を探る姿勢であった。

そして、市民サービスの提供をよりスムーズに進めるため、行政以外の主体とも積極的に連携しようとする姿勢も重要である。無料予防接種の相互委託に関する先行事例では医師会との間で、コミュニティバスの相互乗り入れの事例ではバス事業者との間で連携を図るなど、行政単独では解決が難しい課題に、行政以外の様々な主体との連携によって対応しようとする姿勢は、市境地域の課題を解決するための大きなポイントとなり得る。

今後、市境地域において提供される市民サービスをより充実させるためには、こうした連携の視点を事業に取り入れることが重要であろう。「より良いサービスを提供するには、何を重視し、どのような創意工夫が必要なのか」。行政に問われていることはこの点にある。

### **3. 日常生活圏に着目した市民サービスの充実**

#### **—隣接自治体等との連携による地域課題の解決を目指して—**

冒頭に述べたように、行政は「同じ自治体に居住する市民であれば、どこに住んでいる市民であっても、同じ市民サービスを同等の条件で受けられる」ことを目指すべきであろう。しかし、現実には、多様なサービスをすべての市民に同等の条件で提供することは難しい。市境地域においても、そこに居住する市民が様々な不便や不自由を感じていることを確認できた。

その一方で、八王子市の現状を念頭におきつつ探った他市の事例には、課題解決における連携の有効性がはっきりとみてとれる。また、連携推進の基礎として、市民サービスのあり方に対する行政職員の姿勢も重要であることもわかった。従来の連携のあり方を見直してみると、また、より能動的に連携を進めていけるような行政職員の育成を進めること、これらの課題は、八王子市を含め多くの自治体が共有するものであろう。今後、八王子市が市境地域の市民サービスをより充実させるためにはどのような発想や視点の転換が必要なのか。市境地域に広がる日常生活圏と市民サービスのあり方に焦点を合わせ、以下のように整理する。

#### **(1) 必要に応じ市境を越えて市民サービスを提供する**

八王子市における市境地域の課題として、先に「①市境を越えて広がる市民の日常生活圏に対する認識が不十分である」を挙げたが、これからの時代の行政職員には、市境を自市の市民に対する市民サービスの境界として捉えず、その先に広がる市民の日常生活圏に目を向けることが求められる。そのことが、市境地域のみならず、市全体の市民サービスの向上にもつながり、より住みやすく住民に支持されるまちづくりにつながる。市境を自市の市民に対するサービスの充実を妨げる壁としてはならない。行政職員には、市民の日常生活圏が市境を越えていることを認識し、市民サービスの提供方法を模索する姿勢が欠かせない。

この考え方は、全ての連携の前提となるものである。例えば乳幼児の予防接種に関する先行

事例では、子どものかかりつけ医が他市にあることから、日常生活圏が市境を越えているはずだという認識が根底にあり、行政職員も医師会もその認識に立って連携に取り組んだ経緯がある。公共施設の相互利用に関する先行事例も、市民が日常的に隣接市の公共施設を利用する機会があるという認識が連携のもととなっている。八王子市においても、この認識を全ての職員が持つことにより、市境地域に居住する市民にも十分な市民サービスを提供するための方策を、事業の構想段階から検討することが重要である。

## **（２）市域を越えても行政が担うべき役割を明確にする**

八王子市における市境地域の課題として、先に「②市域内での市民サービス提供の公平性を一律の基準で判断している」を挙げたが、行政には「日常生活圏として一体性のある市境地域でどのような役割を担うべきか」を今一度見つめ直すことが求められる。様々な場面で市民サービスの提供基準となる「公平性」や「公正さ」は、ときには市民サービスを硬直化させることもある。市の中心部に居住する市民であろうと、市境地域に居住する市民であろうと、同じサービスを同等の条件で提供していくためには、特に市境地域において当該サービスの根底にある「事業の目的や意義」が確保されるよう、柔軟な対応が必要である。その結果、仮に市境地域に居住する市民へのサービスが他地域と比べて手厚いものになるとしても、行政の果たす役割に鑑みれば、それはサービス提供の公平性を追求した結果とみることができる。

この考え方は、コミュニティバスの相互乗り入れに関する先行事例や隣接市で情報を相互に提供する先行事例において、顕著に表れている。コミュニティバスを利用するのは、バス路線の近隣に居住する一部の市民であるが、その市民の日常生活圏が他市にまで広がっているという事実を認識し、市境を越えてコミュニティバスを運行させるという決断を下している。また、近隣市の情報を必要とする市民は全市民からすれば一部だと考えられるが、利用者ニーズに応えるために、様々な手段で隣接市との間で情報共有を図っている。八王子市においても、日野市と市境が入り組んでいる住宅地の一部で、八王子市の清掃車が日野市に属する住宅のごみを一緒に回収している実態があるが、これは同地域に居住する八王子市民の住環境を良好に保つうえで必要なサービスと言える。このように、市民が日常生活圏で受けるべき市民サービスは、市域にとらわれず、できるだけ同等の条件で受けられるよう行政は努力することが求められる。

## **（３）「競い合うことで質が向上するサービス」と「連携し合うことで大きな効果が期待できるサービス」を区別する**

市境地域の市民サービスを考える手がかりの1つとして、先に「③自治体間における同等の負担を連携の条件としている」を挙げた。連携した際の負担の大きさを理由に、市民に対するサービス提供の議論が置き去りにされることがあってはならない。時には自市の負担が他市のものより大きくても、他市との連携を図るべき場合がある。

行政が提供するサービスの中には、他市と比べて優れたサービスを提供することで、その市の独自性をアピールする場合がある。子育て世帯への優遇措置や高齢者施策、また企業誘致策などはその代表例であろう。しかしその一方で、独自性や先進性を競うよりも、他市との連携のもとに広域的に事業を進めることで課題解決につなげることができる分野もある。もちろん、このような区別は自治体が置かれている状況や市民ニーズ等によって柔軟に捉えるべきであるが、そのうえでこうした「競い合うことで質が向上するサービス」と「連携し合うことで大きな効果が期待できるサービス」の違いを把握し、「連携し合うことで大きな効果が期待できるサービス」に関しては自市の負担に拘泥しすぎることなく、連携を前向きに検討すべきと考える。

この考え方は、乳幼児の予防接種に関する先行事例や公共施設の相互利用に関する先行事例に顕著に表れている。自市と他市の間で予防接種に要する負担に差がある場合でも、日常生活圏が市境を越える市民に対してサービスを提供するために他市との連携を行うという考え方は、まさに「連携し合うべきサービス」を象徴するものと言えよう。公共施設の相互利用についても、仮に他市の公共施設を利用する自市の市民よりも自市の公共施設を利用する他市の市民の方が多くなるとしても、他市と連携して公共施設の相互利用を認める考え方がある。八王子市が周辺市との間で既に実施している公立図書館の相互利用も、「連携し合うサービス」という認識に端を発するものであろう。

今後の人口減少、税収減が進む中において、施設やサービスについて各自治体で市域を越えて補完し合うという考え方が重要であり、市境地域に居住する市民へのサービス提供のあり方という観点以外にも大切な視点といえる。

#### **(4) 多様な主体との連携によって課題の解決を図る**

八王子市における市境地域の課題として、先に「④様々な主体との連携に対する認識が不十分である」を挙げたが、特に市境地域では市民サービスの提供主体について、パートナーを幅広く考えることが求められる。もちろん、隣接市は一般的な連携のパートナーとして重要な存在だが、それだけではサービス提供が十分に行えない場合もあろう。課題に応じて、民間事業者あるいは町会・自治会など様々な主体との連携を構築することが求められている。

この考え方は、コミュニティバスの相互乗り入れに関する先行事例に顕著に表れている。たしかに、自治体直営のコミュニティバスが市境を越えることの是非については、意見は分かれよう。しかし、自治体との連携を前提に、民間バス事業者が市境を越えてコミュニティバスを運行する場合は事情が異なる。事実、先行事例において、民間バス事業者が運行するコミュニティバスでは、市境は障害とはなっていない。八王子市も、市境地域での事業展開として、目的に照らしてより適切な主体と連携することを解決手法の一つとして検討する必要がある。

この視点は行政のみならず、市民の側にも言える。市民相互の連携がなかなか進まない場合には、行政がコーディネーター役を務めることで状況が変わることもある。かつて、八王子市が主催した総合防災訓練に他市の町会・自治会が参加していたこともあったが、そうした行政を間に挟んだ連携によって、町会・自治会や事業者の活動の幅が広がる可能性が高い。

## **4 結びにかえて**

本報告では、八王子市が様々な事業の構想段階から意識しておくべき4つの視点を挙げた。これに加えて、先行事例からは様々な主体間の連携による課題解決を図るためのカギとなる2つの知見を得ることができた。

一つは、市民の日常生活圏の広がり、そこでどのような市民サービスが必要とされているかを把握することの重要性である。市民サービスの受け手である市民が、「どこで何を求めているか」を調べる、いわば公共マーケティングの実践が効果的な連携の土台となると考えられる。

今一つは、首長どうしの連携の重要性である。もちろん、自治体間の連携は市民のニーズに応じて行われるものだが、その前提として行政のトップである首長どうしの連携がある場合、事業は円滑に進むだけでなく、他の事業へと連携が波及していく様子がみてとれた。この首長どうしの連携は、効果的かつ効率的な連携の口火となるものである。

本報告では、市境地域に居住する市民の生活に注目し、日常生活圏で必要不可欠な市民サービスを提供するという行政の果たすべき役割から、連携の重要性と、前提として必要な考え方

を示した。少子高齢化の進展による人口構造の変化や、社会経済状況が大きく変化する今日にあって、基礎自治体は複雑多様な課題に直面し、難しい舵取りが求められている。そうした中、八王子市は中核市に移行し、これまで以上の幅広い権限を活用して、諸課題を乗り越えようとしている。東京都初の中核市として、また多摩地域のリーディングシティとして、本調査研究で注目した連携を活かしながら様々な政策分野における牽引役となることが求められる。

---

---

## おわりに

八王子市都市政策研究所 所長 羽貝 正美

---

---

冒頭に述べたとおり、本調査研究の目的は、市民に身近で基本的かつ重要な市民サービスを念頭に、八王子市の内外に手がかりを求め、その提供のあり方を再検討することにあつた。調査研究を通して明らかになったことを大きくまとめるならば、基本的な市民サービスの提供においては、その根本に基礎自治体という枠組みとその境界をすえながらも、必要に応じて、この枠組みと境界にとらわれない発想と視点をもって、隣接自治体との連携をさらに進めるということの意義にある。

いうまでもなく、隣接自治体との連携を含め、自治体間の広域的連携については、各自治体とも、「事務の共同処理」や「組合」を活用した長い経験と実績がある。一例をあげれば、現在、地方自治法に法的根拠をもつ一部事務組合や広域連合が多数の自治体で活用されているが、ゴミ処理をはじめ、学校給食、斎場、あるいは介護保険の導入にともなう認定審査会の共同化など、多様な市民サービスの広域的な実現がはかられている。法律に基づくこうした制度的な広域行政の仕組みには、住民の認知度が低いなどの課題はあるにせよ、効率的な行財政運営と市民サービスの実現に果たしてきた社会的機能の重要性がみてとれる。個々の市町村は文字通り「自治体」ではあるが、相互依存という側面も大きい。

しかしながら、少子高齢化のようなメガトレンドや都市部における現実の人の動き、端的に言えば、市民の日常生活圏の広がりを捉えたとき、隣接自治体との連携を含め、広域的な自治体間の連携には、今後さらに柔軟に創意工夫を試みる余地もあるのではないかと。同時に、そうした連携を進めるにあたっては、もっぱら行政に依存するのではなく、医師会のような民間職能団体やバス事業者、さらには地縁組織である自治会・町内会など、多様な主体間の相互理解を深めてその協力体制を構築していくことが不可欠ではないかと。本調査研究はこうした課題を改めて浮き彫りにしているように思われる。また調査研究の中で考える手がかりとした八王子市の図書館連携をはじめ、他自治体が先行して進めている様々な取り組み事例は、一般的にそうした取り組みが決して不可能ではないということ、その実現可能性を示唆しているのではないだろうか。

こうした連携をさらに検討しようとするとき、現在なお途上にある地方分権改革の理念、「自治体の自己決定・自己責任」という言葉が想起される。それは自治体の「自治の確立」と読み替え得るが、その自治はまた、自治体の「自律」と「自立」という言葉に噛み砕くことができる。言い換えれば、住民の主体的な関わりの拡充（自律）と行政の政策形成能力の充実（自立）、その二つの条件が整って初めて自治体の自治が成り立つ。とすれば、市民・地域は行政依存の発想から、行政は市民サービスや広域行政に関する伝統的な枠組みや視点から離れて、「いかなる市民サービスをどのように提供することが必要なのか」をさらに検討することは、自治体の自治のあり方それ自体を考えることでもあることがわかる。本調査研究の成果がさらなる検討のベースキャンプになることを期待する。

(はがい まさみ・東京経済大学 現代法学部教授)

## 謝辞

本調査研究に協力していただいた、多くの皆様に感謝を申し上げたい。個々のお名前を掲載することは差し控えるが、聴き取り調査では、行政にとどまらず町会・自治会や市民活動団体で中心となって活動されている方々に、また、研究全体をまとめる中では、提言内容にかかわる活動をされている大学の先生方にも、貴重な時間を割いていただいた。本調査研究の一つひとつはこうした皆様のご協力があったからこそ実施できたものであり、改めて深く御礼を申し上げたい。

## 第1章 注

- 1) 詳細は八王子市（2012）p. 1、八王子市（2013）p. 1を参照されたい。
- 2) 詳細は財団法人東京都市長会（2006）p. 14を参照されたい。
- 3) 本政策提言においては、図書館連携に限らず広域連携に関する複数の施策についての提言が行われている。
- 4) 詳細は財団法人東京市町村自治調査会（2009）p. 66を参照されたい。

## 第2章 注

- 1) 詳細は武蔵野市リーフレット（2013）を参照されたい。
- 2) 武蔵野市交通対策課への電話による聴き取りによれば、グループインタビュー・住民ヒアリング・住民説明会の区別は以下のとおりである。
  - ・グループインタビュー・・・運行ルートに近接する施設（高齢者施設・コミュニティセンター・学校・商店会等）の関係者や運行事業者の運転士等、個別に5～10人程度集まってもらい、運行ルート等に関し、インタビュー形式で忌憚のない意見をいただくもの
  - ・住民ヒアリング・・・ムーブスは、路線バスの通らない住宅街などの狭い生活道路を運行することから、沿線住民のご理解とご協力なくしては実現できない事業であるため、ヒアリングやアンケート等により地域の方々の意識を調査するもの
  - ・住民説明会・・・路線開設に先立ち、グループインタビューや住民ヒアリング等でいただいたご意見・ご提案を踏まえて、選定した運行ルート及びルート沿線の安全対策等について、広く住民に説明し、ご理解とご協力を得るため開催するもの
- 3) 詳細は武蔵野市（2010）p. 31を参照されたい。
- 4) 詳細は埼玉県西部地域まちづくり協議会（2011）p. 2を参照されたい。
- 5) 本文は、町田市企画政策課への訪問による聴き取りをもとに作成した。
- 6) 町田市企画政策課への聴き取りによれば、「行政資料の相互配架」は、2012（平成24）年6月まで市政情報やまびこ（町田市）及び行政資料コーナー（相模原市）で行っていたが、2012（平成24）年7月の新庁舎への移転に際して、他市の資料を設置するスペースが確保されなかったことから、現在は行っていない。

## 参考文献

- ・牛山久仁彦編著『広域行政と自治体経営』、ぎょうせい、2003年
- ・川崎市『川崎市北部地域の市境を考える～近隣都市間の新たな連携に向けて』、2000年
- ・京王線沿線七市図書館連携協議会『京王線沿線7市図書館ガイドブック（平成25年12月）』、2013年
- ・埼玉県西部地域まちづくり協議会『ダイアプラン 埼玉県西部地域まちづくり構想』、1990年
- ・埼玉県西部地域まちづくり協議会『ダイアプラン 第2次埼玉県西部地域まちづくり構想・計画』、2011年
- ・鈴木文彦『日本のバス 100余年のあゆみとこれから』、鉄道ジャーナル社、2013年
- ・多摩市『多摩ニュータウン再生に係る調査・検討報告書』、2012年
- ・手島孝『現代行政国家論』、1969年
- ・東葛市町広域行政連絡協議会 広域行政研究会『広域連携のあり方に関する調査報告書』、2003年
- ・財団法人東京市町村自治調査会『多摩地域データブック～多摩地域主要統計表～2008（平成20）年版』、2009年
- ・財団法人東京市町村自治調査会『図書館のあり方に関する調査研究報告書』、2011年
- ・公益財団法人東京市町村自治調査会『多摩地域データブック～多摩地域主要統計表～2012（平成24）年版』、2013年
- ・東京都市長会『広域連携の勧め』、2006年

- ・特別区制度研究会『特別区制度研究会報告書 平成22年3月』、財団法人特別区協議会、2010年
- ・特別区制度研究会『特別区制度研究会報告書—第2期— 平成24年2月』、公益財団法人特別区協議会、2012年
- ・西澤篤司、小川美由紀「市民サービスの質の向上に向けた広域連携～多摩ニュータウンを事例に～」『まちづくり研究はちおうじ』第9号、pp.64-81、八王子市都市政策研究所、2013年
- ・財団法人日本都市センター  
『基礎自治体の広域連携に関する調査研究報告書—転換期の広域行政、広域連携—』、2011年
- ・八王子市「高齢者インフルエンザ予防接種のお知らせ」『広報はちおうじ』2012（平成24）年10月1日号、2012年
- ・八王子市「高齢者インフルエンザ予防接種のお知らせ」『広報はちおうじ』2013（平成25）年10月1日号、2013年
- ・宮澤仁「郊外ニュータウンの現状と将来—多摩ニュータウンの事例から」『季刊家計経済研究』、No.87、pp.32-41、公益財団法人家計経済研究所、2010年
- ・武蔵野市『地域公共交通総合連携計画』、2010年
- ・武蔵野市『第3次武蔵野市市民交通計画』、2011年
- ・武蔵野市『コミュニティバス事業概要2013』、2013年

## 参考ホームページ

- ・独立行政法人国立成育医療研究センター（2013年8月確認）  
<http://www.ncchd.go.jp/>
- ・相模原市「各都市との広域的な連携」（2013年10月確認）  
<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/seisaku/16994/index.html>
- ・世田谷区「世田谷区外で予防接種を希望される場合」（2013年7月確認）  
<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/105/146/626/d00010987.html>
- ・総務省「地方制度調査会」（2013年9月確認）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/singi/chihou\\_seido/singi.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/singi.html)
- ・東京都市長会「政策提言」（2013年11月確認）  
<http://www.tokyo-mayors.jp/katsudo/seisaku.html>
- ・特別区協議会「特別区制度研究会」（2013年11月確認）  
<http://www.tokyo-23city.or.jp/research/jishu/seiken.html>
- ・所沢市「埼玉県西部地域まちづくり協議会（ダイアプラン）について」（2013年7月確認）  
<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/enjoy/bunkakyoyo/daiaplan/diaplan/index.html>
- ・八王子市図書館「提携図書館のご案内」（2014年1月確認）  
<http://www.library.city.hachioji.tokyo.jp/teikei.html>
- ・船橋市「広域連携について」（2013年7月確認）  
<http://www.city.funabashi.chiba.jp/shisei/keikaku/0005/p002045.html?path=C6/C310/C328/P2045>
- ・武蔵野市「ムーバス」（2013年8月確認）  
[http://www.city.musashino.lg.jp/norimono\\_chuurin\\_chuusha/mu\\_bus/index.html](http://www.city.musashino.lg.jp/norimono_chuurin_chuusha/mu_bus/index.html)

（にしざわ あつし・おがわ みゆき）